

土岐市こども計画

令和 7 年度～令和 11 年度

令和 7 年 3 月
岐阜県 土岐市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	3
1 計画の策定の背景と趣旨	3
2 計画の期間	4
3 計画の法的根拠と位置づけ	4
4 こども大綱に沿った計画策定	5
5 S D G s との関連について	6
第2章 こども・子育てを取り巻く現状.....	9
1 土岐市のこども・子育てを取り巻く現状.....	9
2 アンケート調査結果概要	21
第3章 計画の基本理念	37
1 計画の基本理念	37
2 基本的な視点・目指す姿	38
3 施策の体系	39
4 計画の成果指標	40
第4章 子育て関連施策の展開	43
基本目標1 子育てしやすい環境づくり・サービスの充実.....	43
基本目標2 子育て当事者への支援.....	46
基本目標3 配慮を必要とするこどもや家庭への支援.....	48
基本目標4 こどものすべてのライフステージにおける施策の推進.....	52
第5章 量の見込みと確保方策	
作成中	
第6章 教育・保育施設、子育て支援施設の整備	
作成中	
第7章 計画の推進体制	
作成中	

第 1 章

計画の基本的な考え方

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定の背景と趣旨

近年、我が国は急速に少子高齢化が進行していますが、高齢者を対象とした社会保障制度に比べて少子化対策は遅れをとっているのが現状です。若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさ、転職率の高止まり傾向など、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

土岐市（以下、「本市」という。）は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「守ろう 笑顔 育てよう 豊かなこころ 未来に輝け！ ときっ子 スマイル」を基本理念とした『第2期土岐市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んでいます。

一方、国の動向をみると、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、あわせて「こども家庭庁」が発足されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。すべてのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後3年間ににおける少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が創設され、令和8年度からの本格的な施行開始に向けて準備が進められています。

本市では、第2期土岐市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や当該計画の進捗状況を踏まえるとともに、こどもの健やかな育ちと保護者の子育て、こども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境の整備、近年社会問題化しているこどもの貧困対策についても総合的に推進していくために、「こども大綱」等に基づき、新たに「土岐市こども計画（以下、「本計画」という）」を策定することとしました。

本計画に基づき、土岐の未来を担うこどもたちの健やかな育ちへの支援ができる環境の整備を目指します。

2 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画最終年度までに計画の見直しおよび評価を行い、次期計画を策定します。

■ 計画期間

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12～
第2期子ども・子育て支援事業計画										
					第1期子ども計画					
										次期計画

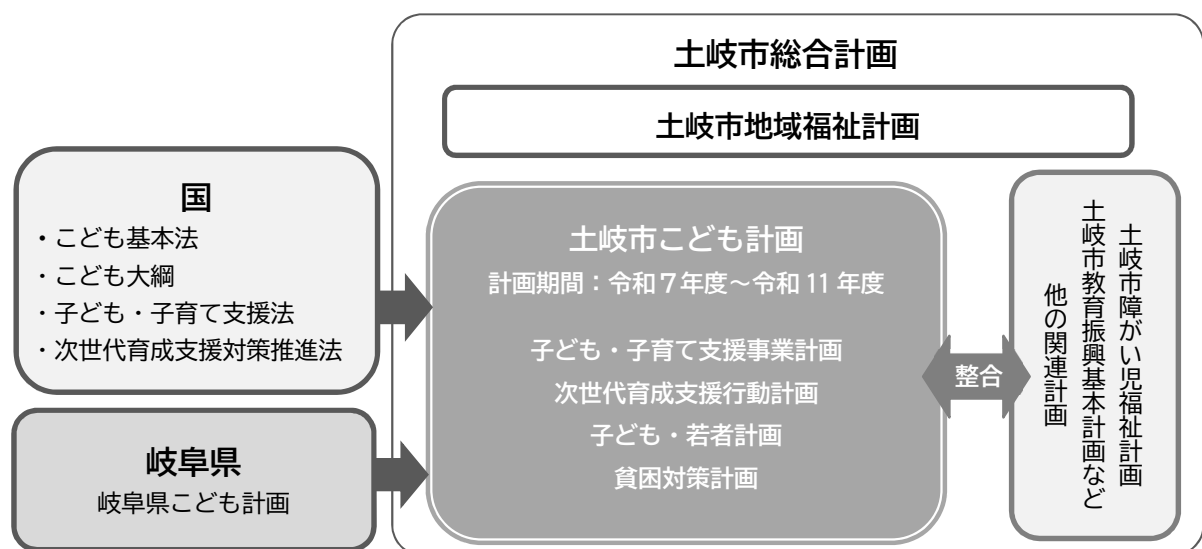
3 計画の法的根拠と位置づけ

こども基本法第10条において、「市町村は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める」、「こども計画」は、国の既存3大綱に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策に関する計画」、その他のこども施策に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体的に作成することができる」とされています。

本市では市民にとって一層分かりやすい計画となるよう、こども施策に関連する計画を一体化し、策定することとしました。

また、「土岐市総合計画」を最上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す「土岐市地域福祉計画」のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図り、効果的かつ効率的な施策の推進および進行管理に努めます。

■ こども計画と子育てに関連する計画との関係



4 こども大綱に沿った計画策定

(1) こども施策に関する基本的な方針

こども大綱には、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則り、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) ライフステージを通したこども施策の推進

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げ、以下の施策に取り組むこととしています。

- ・こども・若者が権利の主体であるという認識の社会全体での共有等
- ・多様な遊びや体験、活躍の機会づくり
- ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ・こどもの貧困対策
- ・障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが求められます。

5 SDGsとの関連について

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、令和 12（2030）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17 の目標が設定されています。

本計画においても、SDGs のゴールの達成に向け、推進していきます。

■ SDGs17 の国際目標



■ 本計画と関連性の高い目標

目標1 貧困をなくそう



目標5 ジェンダー平等を実現しよう



目標3 すべての人に健康と福祉を



目標16 平和と公正をすべての人に



目標4 質の高い教育をみんなに



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう



第2章 こども・子育てを取り巻く現状

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1 土岐市のこども・子育てを取り巻く現状

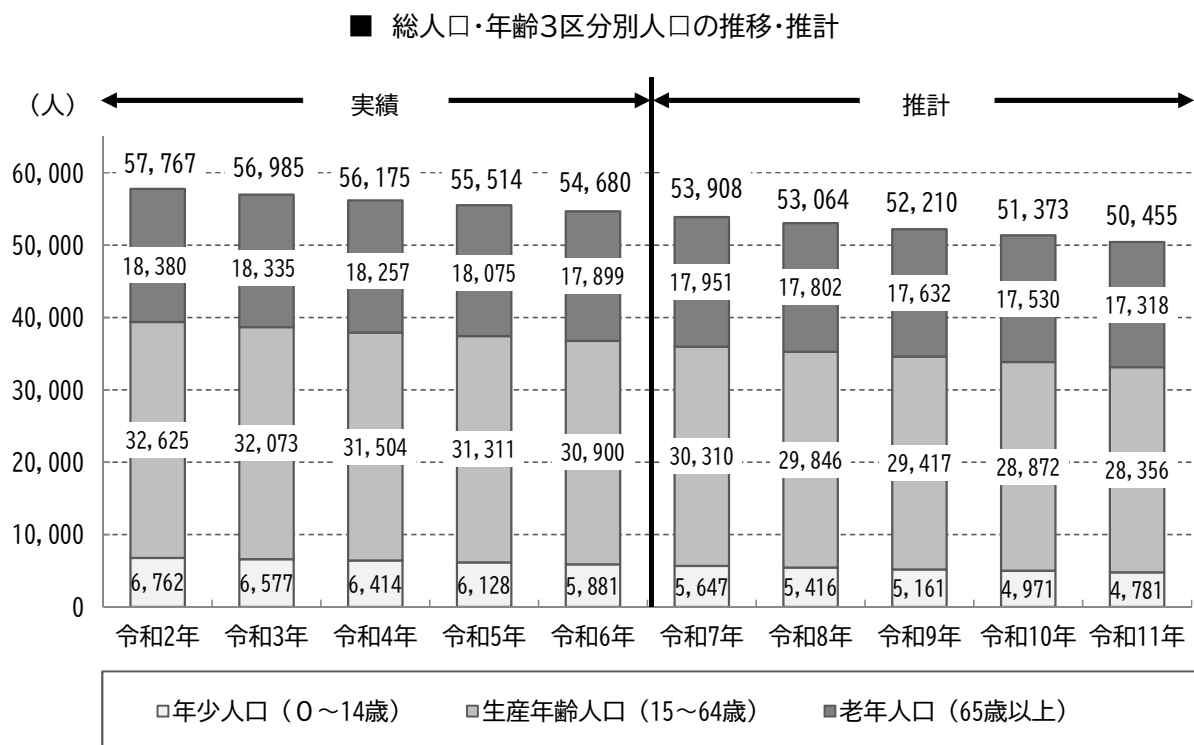
(1)人口・世帯の状況

①総人口・年齢3区分別人口の推移

土岐市の人口は平成8年より減少に転じており、第2期子ども子育て支援事業計画の開始年である令和2年以降も年々減少しており、令和6年には54,680人となっています。

年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）では令和2年では6,762人でしたが、令和6年では881人減の5,881人、生産年齢人口（15～64歳）では令和2年では32,625人でしたが、令和6年では1,725人減の30,900人となっています。

また、将来推計をみると、令和11年に向けて人口は3区分ともに減少する見込みとなっています。

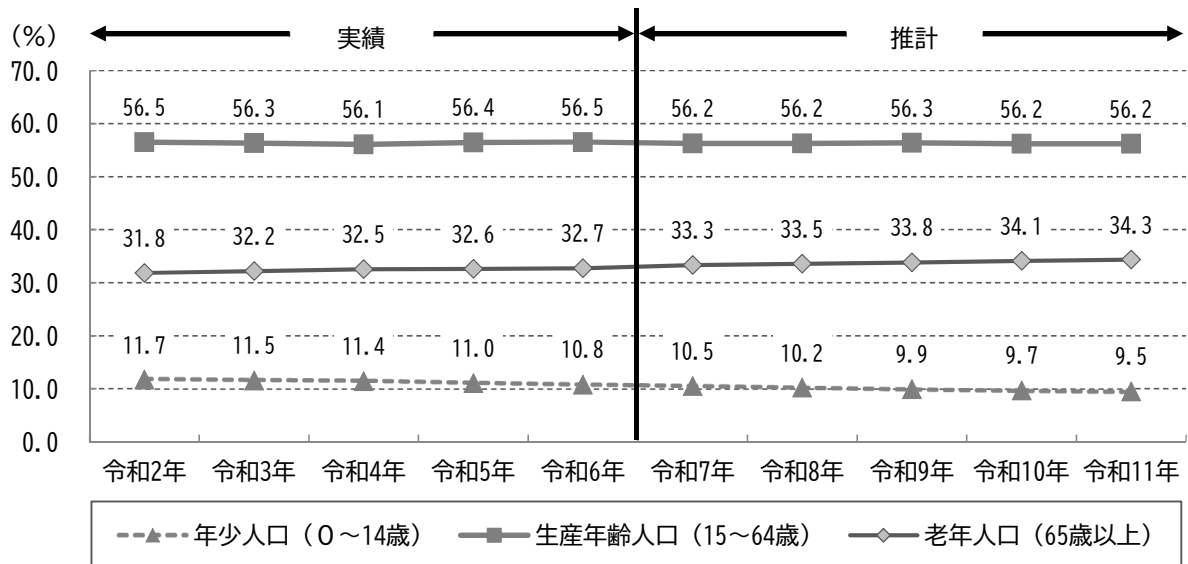


資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日現在）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法にて算出

②年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別の人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）の総人口に占める割合は令和2年では11.7%でしたが、令和6年では0.9ポイント減の10.8%となっている一方、生産年齢人口はほぼ横ばい、高齢人口は0.9ポイントの増となっております。今後、令和11年度に向けて同様の傾向が続くと推計されます。

■ 年齢3区分別人口割合の推移・推計

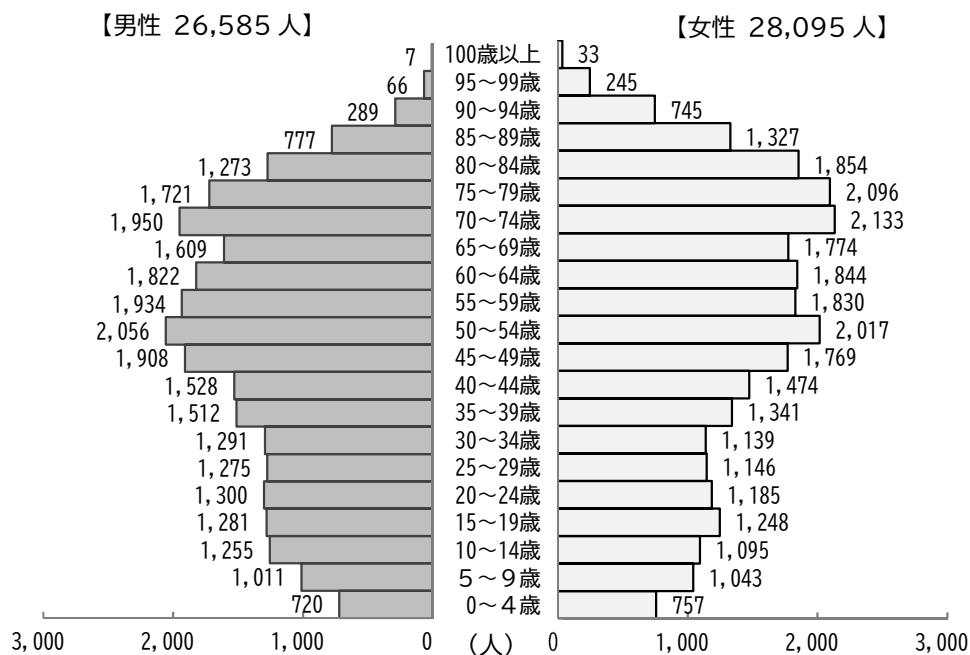


資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日現在）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法より算出

③人口ピラミッド

令和6年3月31日現在の人口を年齢5歳階級別の人口ピラミッドでみると、男性では50～54歳の人口が、女性では70～74歳の人口が最も多くなっています。

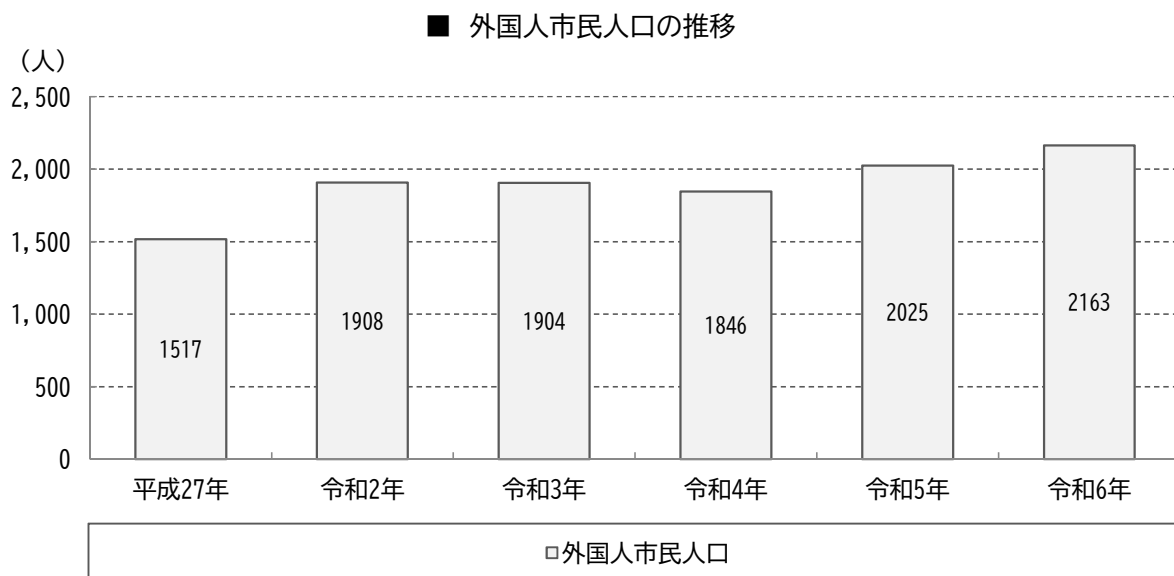
■ 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和6年3月31日現在）

④外国人市民人口の推移

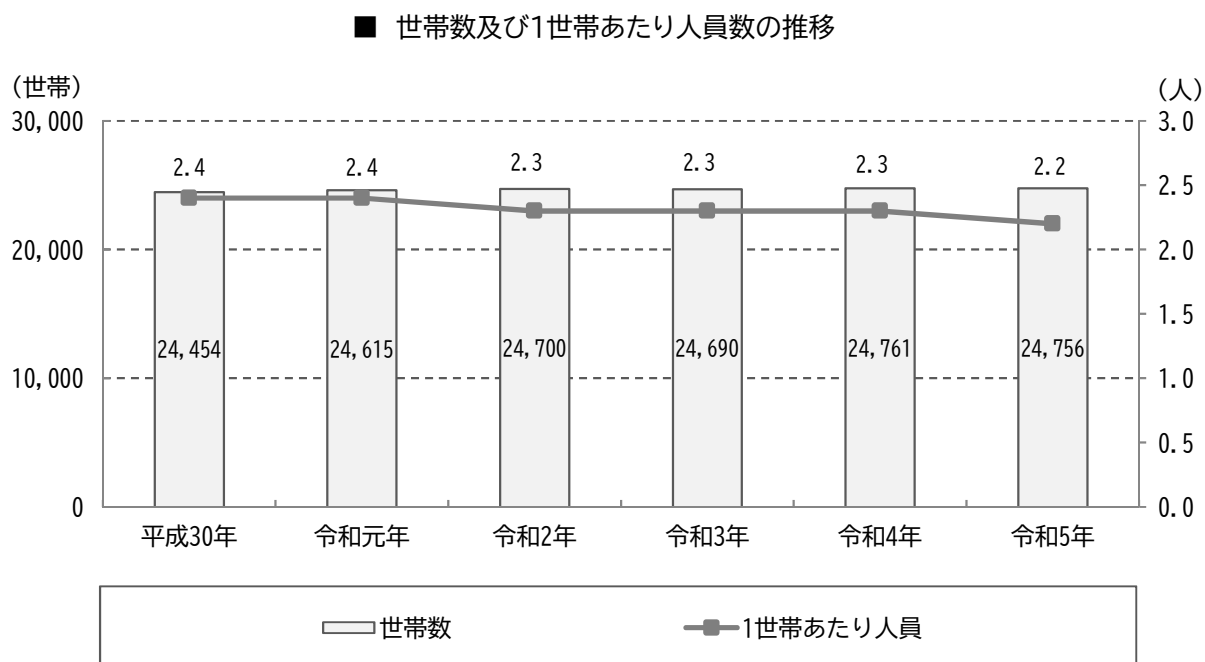
外国人市民人口の推移をみると、第1期土岐市子ども・子育て支援事業計画開始年の平成27年の1,517人と比べ、令和6年では2,163人となっており、増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

⑤世帯数の推移

世帯数及び1世帯あたり人口の推移をみると、横ばいに推移しています。

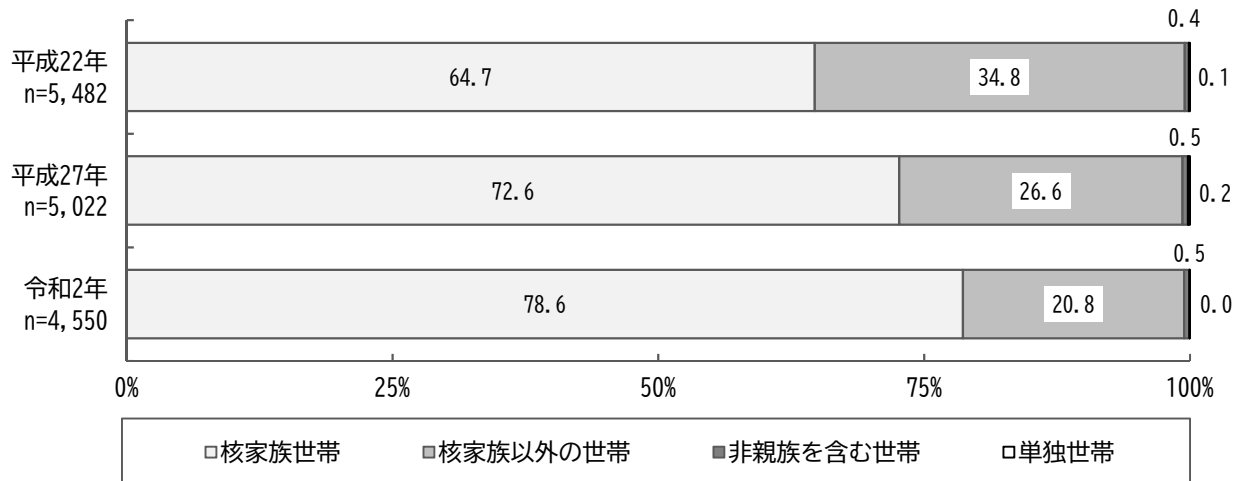


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

⑥18歳未満のいる世帯割合の推移

18歳未満のいる世帯割合の推移をみると、世帯数は減少傾向ですが、核家族世帯の割合は年を追うごとに増加しています。

■ 18歳未満のいる世帯割合の推移

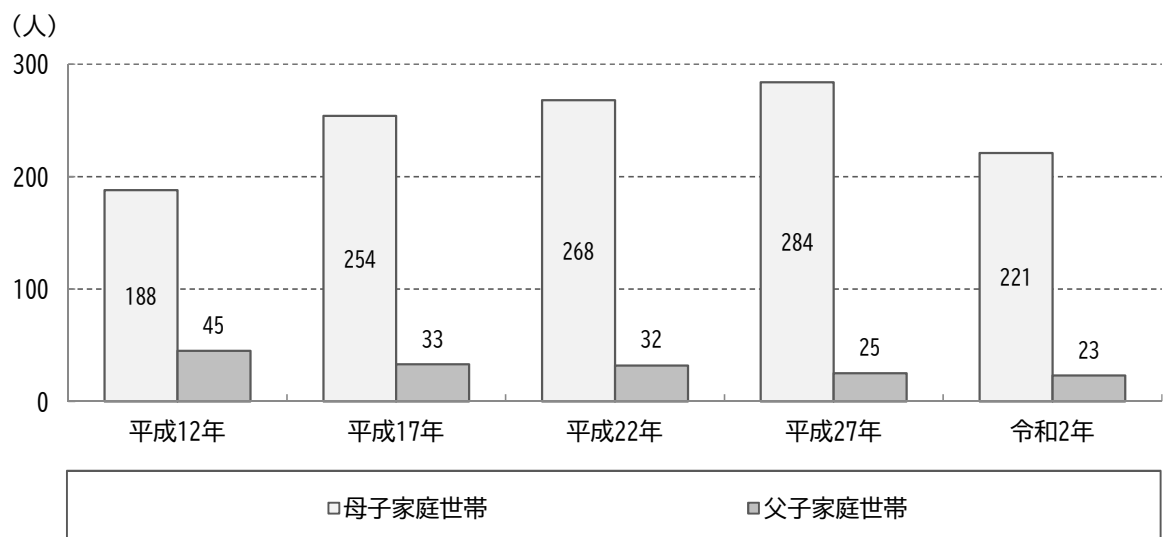


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

⑦ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成27年以降、父子世帯は平成12年以降、減少傾向となっています。

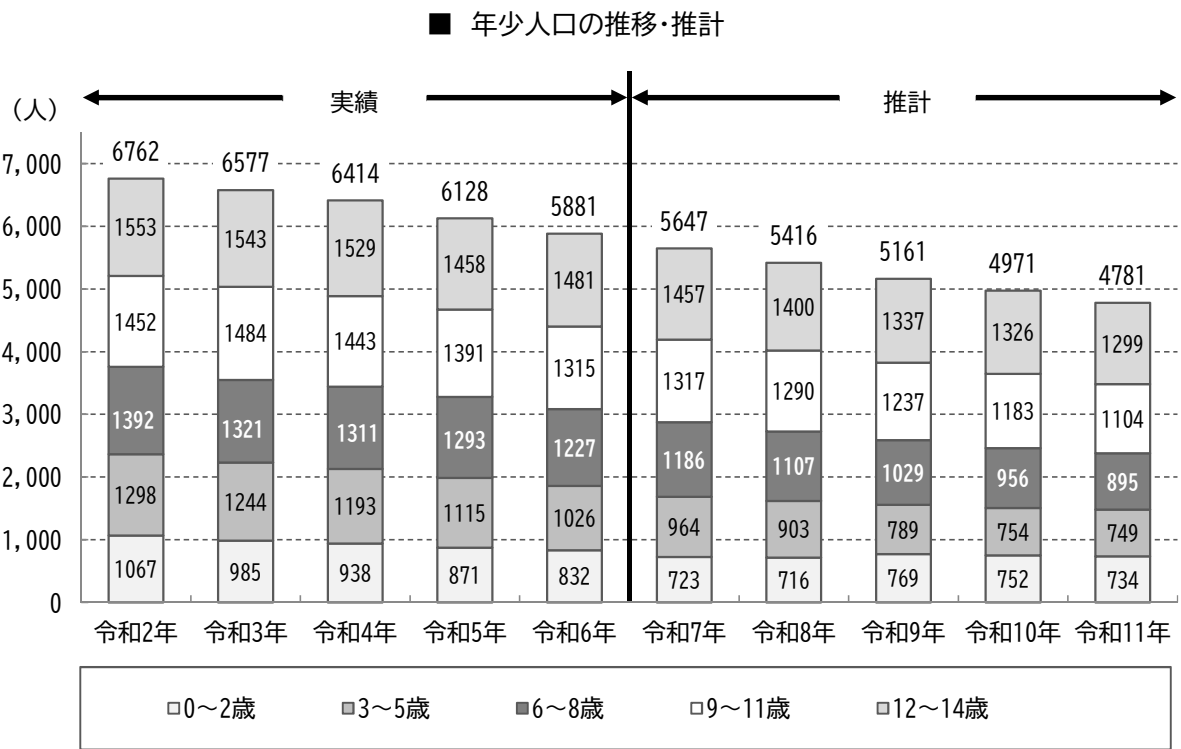
■ ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

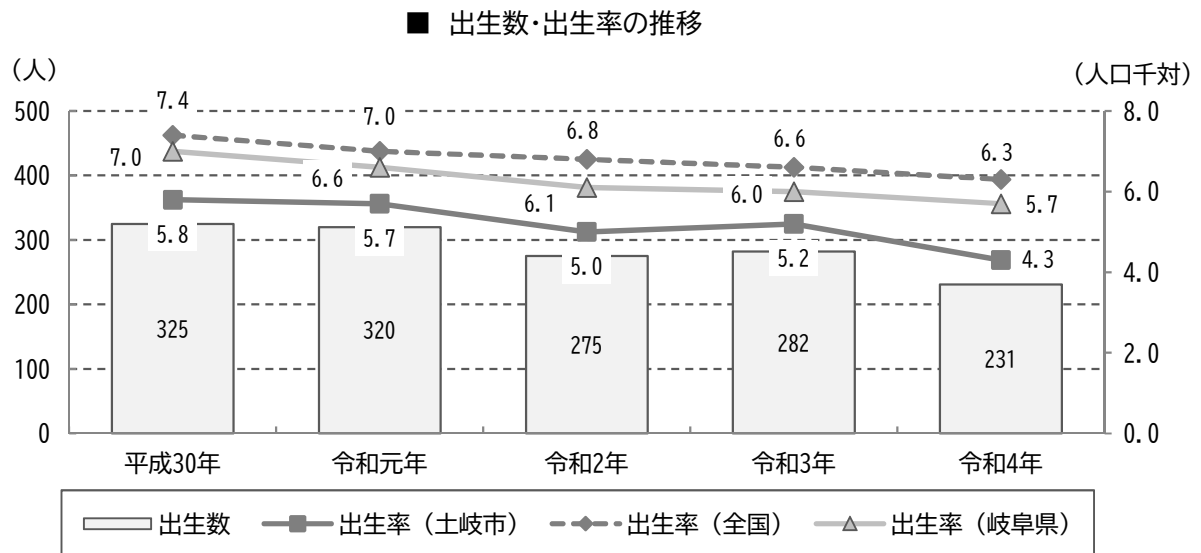
（２）年少人口の推移と推計

年少人口の推移をみると、令和２年では 6,762 人となっており、以降年々減少してい
き、令和 11 年では1,981 人減の 4,781 人となる見込みです。



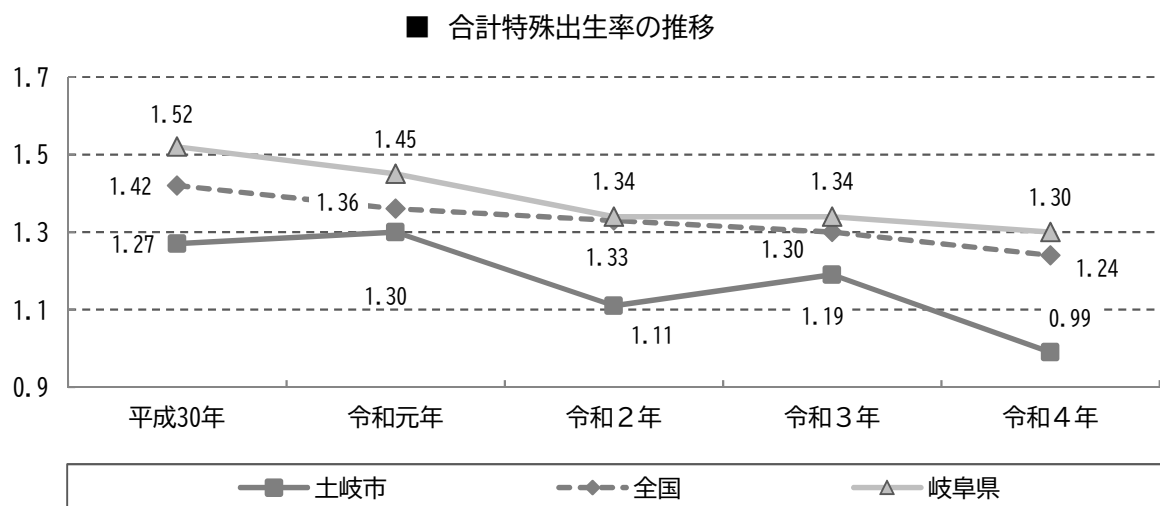
(3) 出生数・出生率¹の推移

出生数の推移をみると、平成 30 年以降減少傾向でしたが、令和 3 年に増加しました。以降は減少し、出生率も低下しています。土岐市の出生率を全国、岐阜県と比較すると、低い値となっています。



(4) 合計特殊出生率²の推移

合計特殊出生率の直近 5 年間の推移をみると、土岐市は全国平均および県平均を下回っており、令和 4 年度は 1.0 を下回り過去最低値となっています。



¹ 出生率：人口 1,000 人に対する 1 年間の出生数（死産を除く）のこと

² 合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産むと推計される平均のこども数を表す

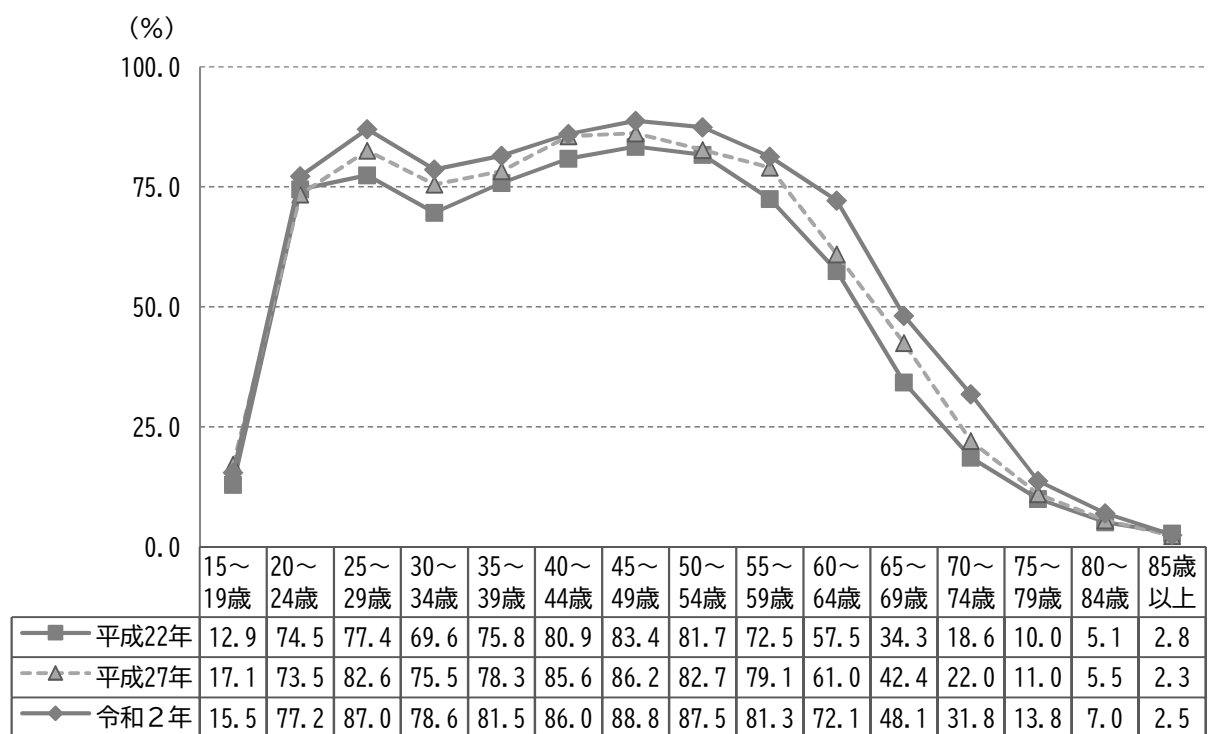
(5)女性の就労状況

①年齢別労働力率³の推移

女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」について、平成27年調査と令和2年調査を比較すると、M字カーブの底（30～34歳）の割合が上がってきています。

M字カーブの底が高くなった要因として、女性の社会進出により、年齢に関わらず女性の労働率が高まったことが影響していると考えられます。

■ 女性の年齢別労働力率の推移（経年比較）

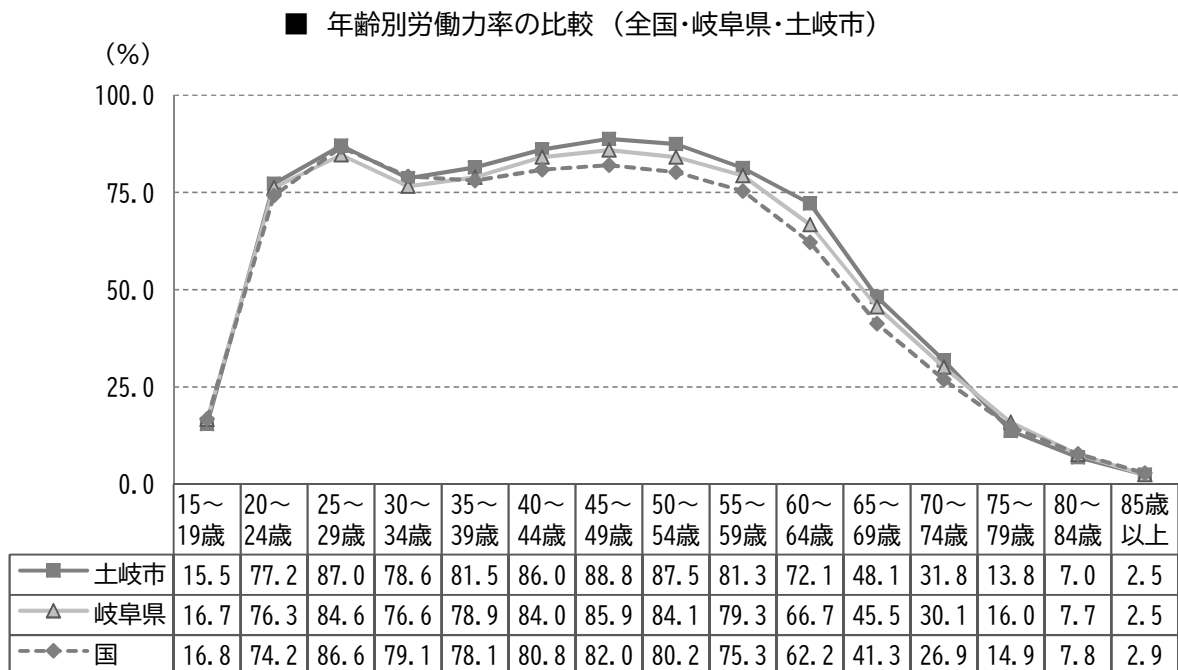


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

³ 労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のこと。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにもかかわらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す

②全国、岐阜県、土岐市の年齢別労働力率の比較

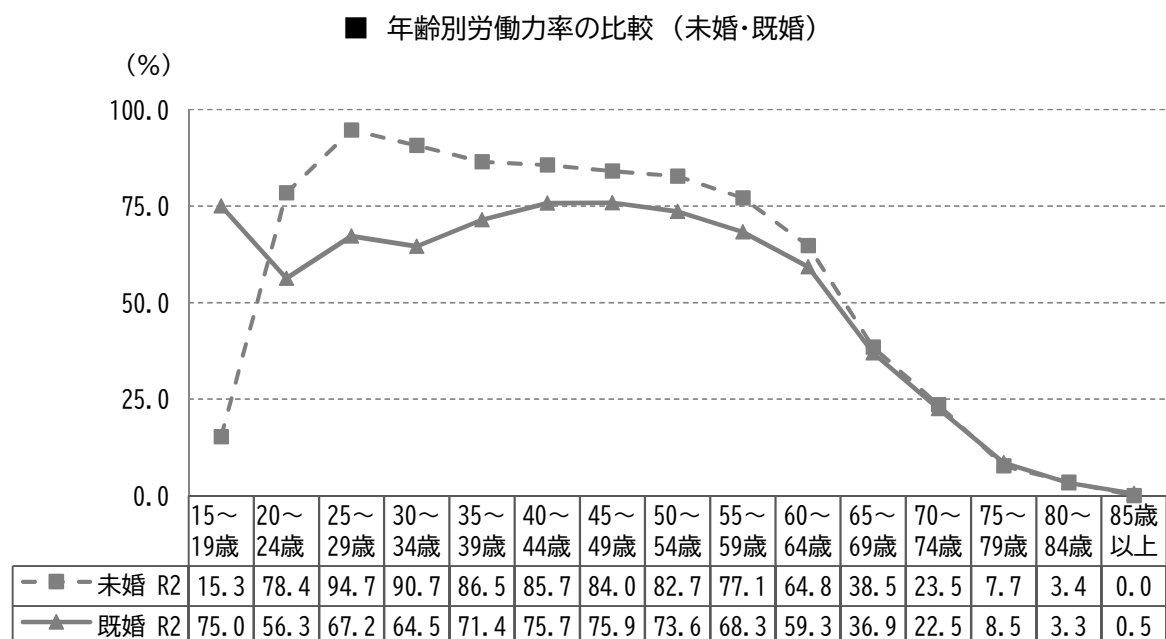
令和2年の結果を全国、岐阜県と比較すると、20～29歳、35～74歳では全国、岐阜県を上回っています。



資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

③未婚、既婚別の年齢別労働力率の比較

令和2年の結果を未婚、既婚と比較すると、20代から50代では未婚の労働力率が高くなっていますが、60代以降から未婚、既婚と同じ割合になる傾向となっています。



資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）
既婚には「有配偶」「死別」「離別」を含んでいます（厚生労働省より）

(7)認定こども園・保育園・幼稚園等の状況

①施設別保育内容一覧

■ 施設別保育内容一覧(令和6年3月現在)

	定員 (人)	保育園・認定こども園					幼稚園・ 認定こども園			
		0 歳児 保育	1 ～ 2 歳児 保育	3 ～ 5 歳児 保育	一 時 保 育	時 間 外 保 育	3 ～ 5 歳児 保育	預 かり 保育	夏 休 み 預 かり 保育	
土岐津小学校区										
ときつこども園（私立）	75	○	○	○	-	○	-	-	-	
花園こども園（私立）	201	○	○	○	○	○	-	-	-	
花園あおぞら保育園(私立)	60	○	○	-	○	○	-	-	-	
土岐津小学校附属幼稚園	175	-	-	-	-	-	○	○	○	
下石小学校区										
西部こども園	238	○	○	○	○	○	-	-	-	
妻木小学校区										
妻木こども園	182	○	○	○	-	○	-	-	-	
濃南小学校区										
濃南こども園	75	○	○	○	-	○	-	-	-	
駄知小学校区										
みなみこども園	102	○	○	○	-	○	-	-	-	
駄知小学校附属幼稚園	245	-	-	-	-	-	○	○	○	
肥田小学校区										
肥田こども園	166	○	○	○	-	○	-	-	-	
泉小学校区										
みつばこども園	85	○	○	○	-	○	-	-	-	
泉こども園	129	○	○	○	-	○	-	-	-	
泉小学校附属幼稚園	175	-	-	-	-	-	○	○	○	
泉西小学校区										
久尻こども園	191	○	○	○	-	○	-	-	-	
泉西小学校附属幼稚園	140	-	-	-	-	-	○	○	○	

資料：こども家庭課

②児童の入園状況

■ 児童の入園状況(令和6年4月1日現在)

【単位：人】

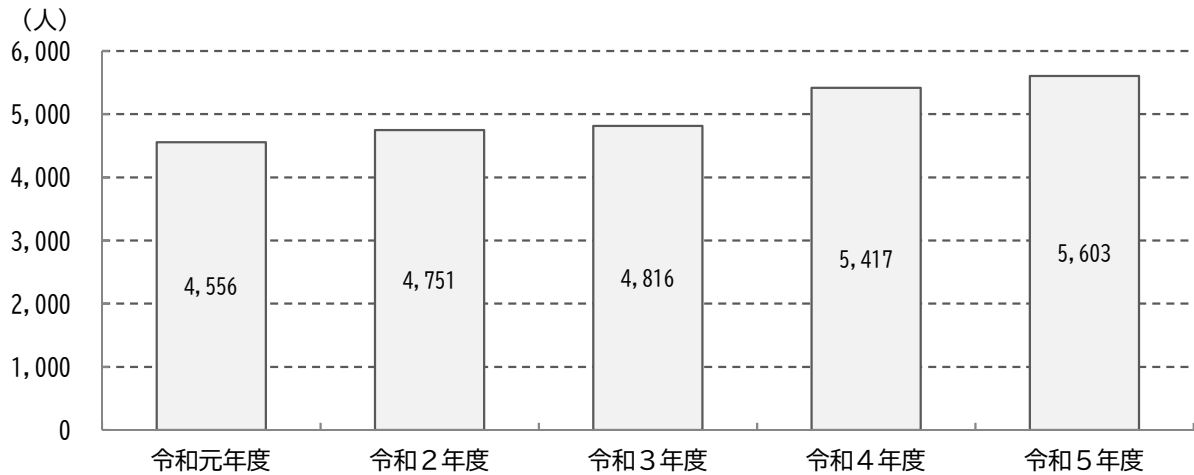
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
土岐津小学校区							
ときつこども園（私立）	0	4	8	19	20	20	71
花園こども園（私立）	1	9	3	56	44	65	178
花園あおぞら保育園（私立）	2	23	31	0	0	0	56
土岐津小学校附属幼稚園	0	0	0	3	13	11	27
下石小学校区							
西部こども園	2	17	22	36	46	47	170
妻木小学校区							
妻木こども園	0	6	14	35	26	42	123
濃南小学校区							
濃南こども園	0	2	3	7	9	8	29
駄知小学校区							
みなみこども園	0	2	9	17	11	19	58
駄知小学校附属幼稚園	0	0	0	7	8	13	28
肥田小学校区							
肥田こども園	0	11	10	36	31	39	127
泉小学校区							
みつばこども園	0	4	12	18	13	0	47
泉こども園	2	10	16	30	30	16	104
泉小学校附属幼稚園	0	0	0	11	18	51	80
泉西小学校区							
久尻こども園	0	10	11	18	26	21	86
泉西小学校附属幼稚園	0	0	0	5	13	10	28

資料：こども家庭課

(8)特別な支援を必要とする児童の状況

児童発達支援事業の利用状況をみると、年度を追うごとに増加しており、令和5年度では5,603人となっており、令和元年度と比較すると1,047人増加しています。

■ 児童発達支援事業の利用状況(延べ人数)

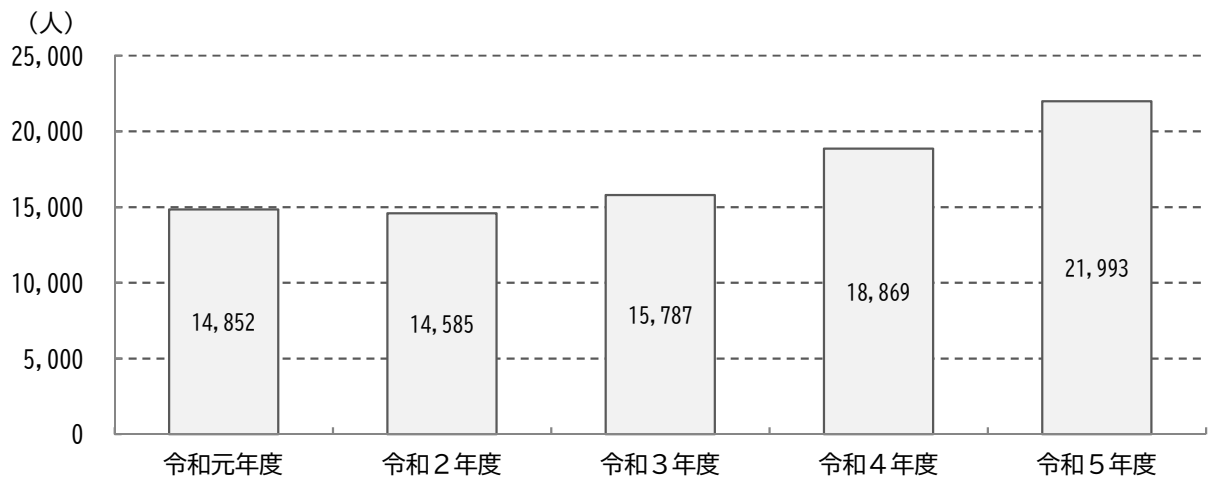


資料：福祉課

(9)放課後デイ教室の利用の状況

放課後デイ教室の利用者数をみると、令和2年度以降増加傾向となっており、令和5年度では21,993人となっており、令和元年度と比較すると7,141人増加しています。

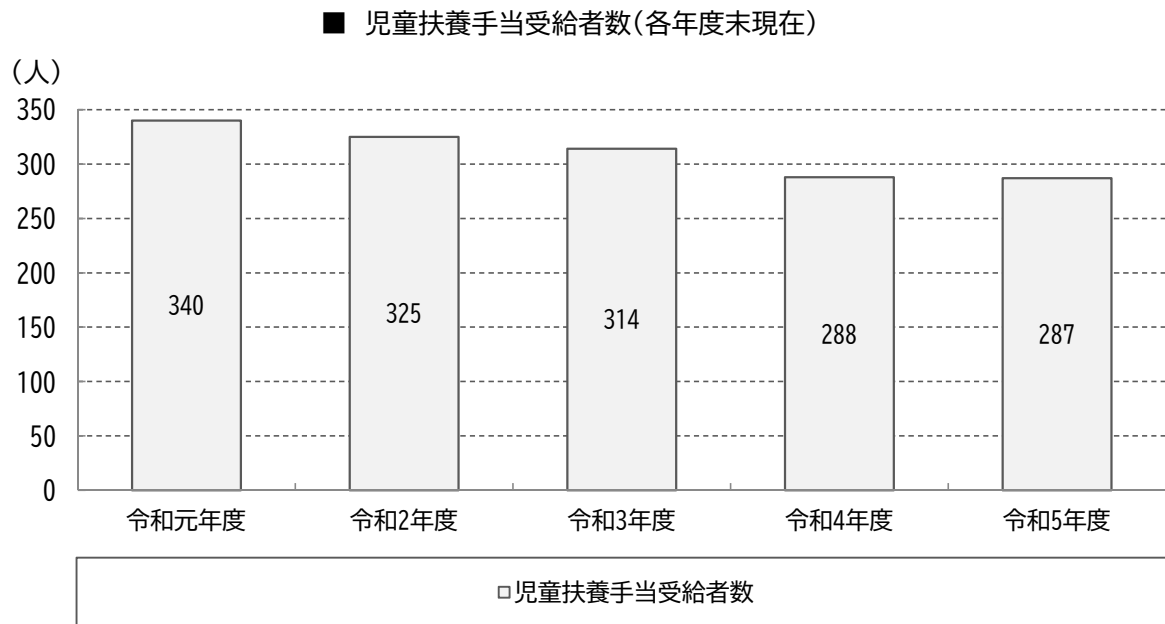
■ 放課後デイ教室の利用者数の推移(延べ人数)



資料：福祉課

(10)ひとり親家庭の推移

児童扶養手当受給者の推移をみると、年度を追うごとに減少しており、令和5年度では287人となっています。



資料：こども家庭課

2 アンケート調査結果概要

(1)調査の目的

こども施策を総合的に推進するためのこども計画（令和7～11 年度）を策定するにあたり、保護者の方の子育て状況、ご要望やご意見、利用ニーズ等の把握、こども・若者が家庭や学校生活、悩みについてどのように考えているかを把握するため、アンケート調査を実施いたしました。

(2)調査概要

調査票は調査対象者別に作成しており、各調査の件数及び調査期間、配布・回収方法、回収数、回答率は、以下のとおりです。

■ 土岐市こども計画策定に関するアンケート調査

調査対象者	①土岐市に居住する就学前児童の保護者 1,000 件（無作為抽出） ②土岐市に居住する小学5年生、中学2年生の保護者 863 件（悉皆調査） ③土岐市に居住する小学5年生、中学2年生 863 件（悉皆調査） ④土岐市に居住する15～39 歳 3,500 件（無作為抽出）	
調査期間	①④令和6年4月15日～令和6年5月13日 ②令和6年3月12日～令和6年4月5日 ③令和6年3月12日～令和6年3月31日	
配布、回収方法	①④郵送配布、郵送回収またはWeb 回答 ②③学校経由配布、Web 回答	
調査票の配布、回収数	①就学前児童保護者 配布数：1,000 件 回収数：495 件（回収率 49.5%） ②小中学生保護者 配布数：863 件 回収数：415 件（回収率 48.1%） ③小中学生 配布数：863 件 回収数：790 件（回収率 91.5%） ④若者 配布数：3,500 件 回収数：650 件（回収率 18.6%）	

※就学前児童保護者、一般調査にて英語・フィリピン語のWeb回答を実施

就学前児童保護者：英語回答 4 件、フィリピン語回答 1 件含む

若者：英語回答 11 件、フィリピン語回答 1 件含む

(3)結果からみた現状と課題

**結果1 周囲の援助が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は
就学前児童で 8.1%
親族、知人等協力者の状況は、緊急時や用事の際に見てもらえる割合が増加**

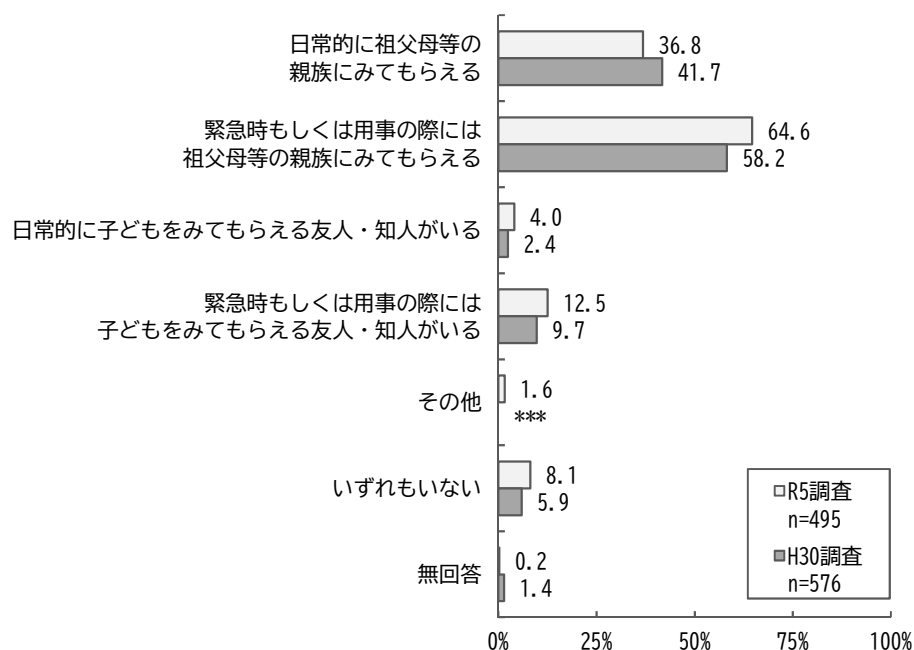
子育てに関する親族、知人等協力者の状況は、多くの保護者が日常的、または緊急時、用事の際に祖父母等の親族にこどもをみてもらえると回答しており、協力を得られる状況です。

しかし、前回調査（H30）と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が4.9ポイント減少、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6.4ポイント増加しています。

一方で、協力者が「いずれもない」と回答した、孤立した子育て環境にいる保護者は8.1%となっており、前回調査と比較すると2.2ポイント増加しています。

■ 親族、知人等の協力者の状況（経年比較）

就学前保護者

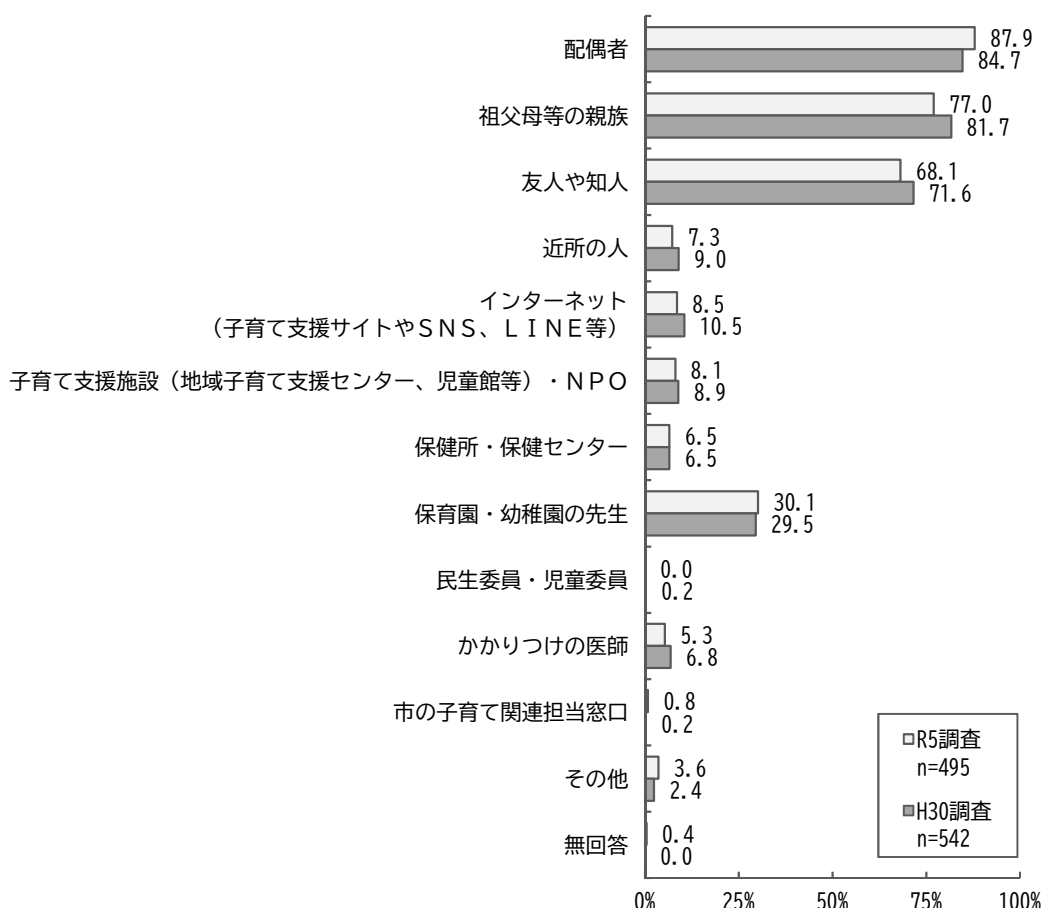


※H30 調査では「その他」の選択肢がありません

子育てをする上で気軽に相談できる相手（先）として「配偶者」、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が上位を占め、その多くは身近な人達となっていますが、前回調査と比較すると、「祖父母等の親族」が4.7ポイント、「友人や知人」が3.5ポイント減少しています。

■ 気軽に相談できる相手(経年比較)

就学前保護者



前回調査時よりも孤立割合が高くなっていることから、孤立した子育て環境にいる保護者に対してどのような子育て支援が必要とされ、有効であるかの把握が課題です。

さらに、相談することができる機関の充実や教育・保育施設等との連携、活動内容の周知、アクセスしやすく気軽に相談できる体制づくりなど、様々なニーズに即した新たな支援施策についても検討する必要があります。

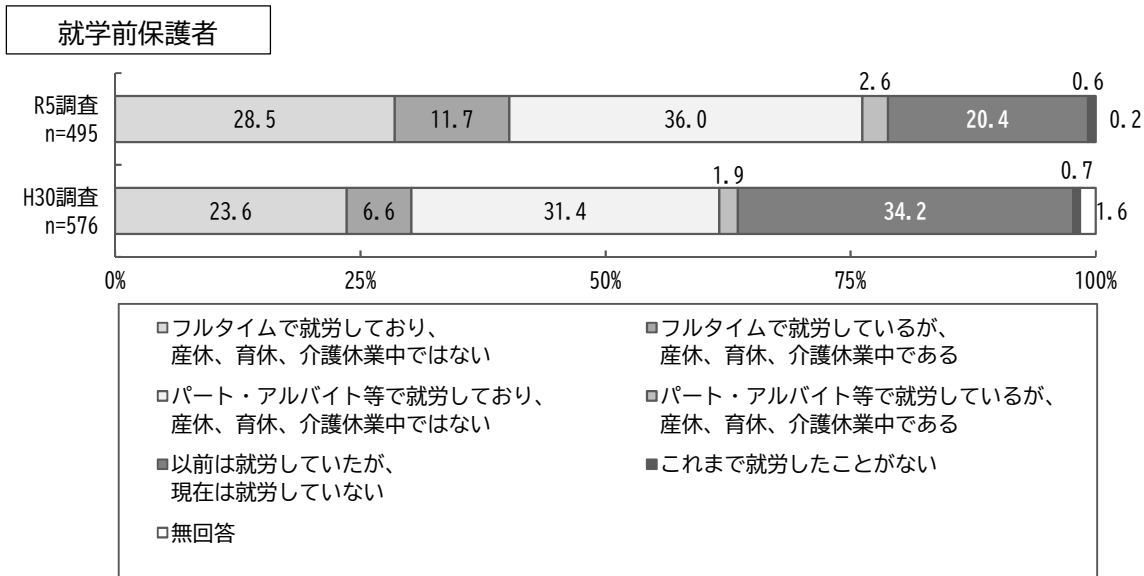
また、最大の協力先である祖父母等親族に日常的に見てもらえる割合が減ってきていることから、預け先について検討する必要があります。

結果2 母親の就労率(育休等を含む)は就学前児童で78.8%(うちフルタイム40.2%)、小中学生保護者で89.9%(うちフルタイム40.0%)

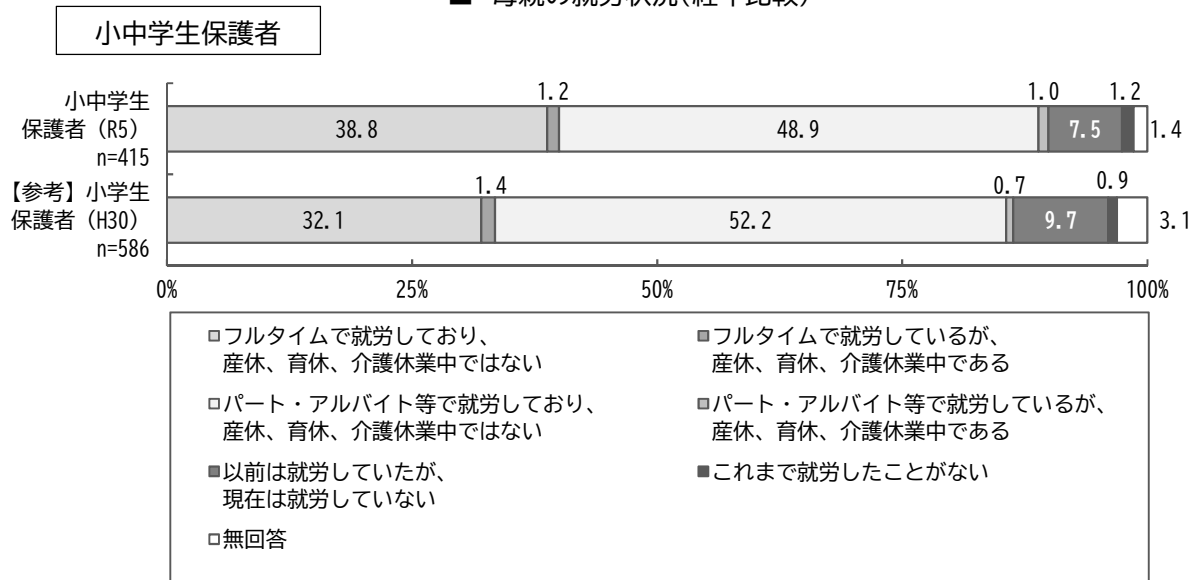
母親の就労状況（産休・育休・介護休業中含む）をみると、就学前児童が78.8%、小中学生保護者が89.9%となり、そのうち産休、育休、介護休業中の方は、就学前児童で14.3%、小中学生保護者で2.2%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童では15.3ポイント増加（うちフルタイムは10ポイント増加）しています。

■ 母親の就労状況(経年比較)



■ 母親の就労状況(経年比較)



働く母親が増加していることに加え、フルタイムで働く方が増加していることから、定期的な教育、保育事業について就労実態に即した事業体制を整える必要があります。

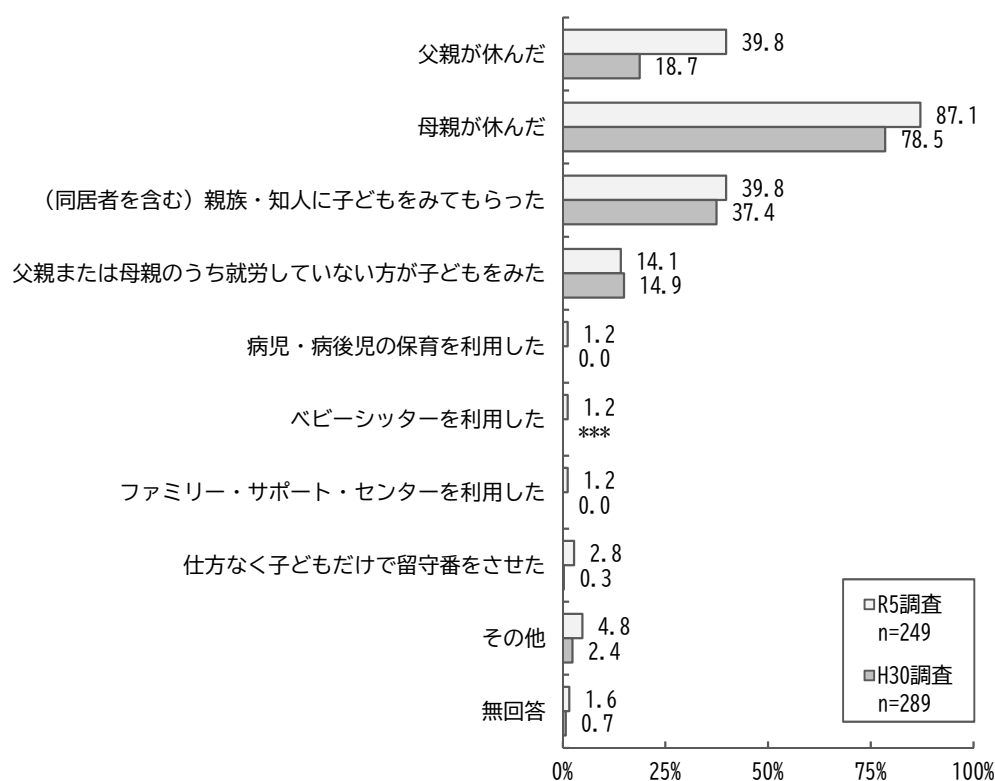
結果3 病気やケガで保育園や幼稚園など通常の利用ができなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」が「父親が休んだ」を大きく上回る

病気やケガで通常の保育等を利用できなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」（87.1%）が最も高く、「父親が休んだ」（39.8%）、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」（39.8%）となっています。

前回調査と比較すると、「父親が休んだ」が21.1ポイント、「母親が休んだ」が8.6ポイント、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が2.5ポイント高くなっています。

■ この1年間の対処方法（経年比較）

就学前保護者



※H30 調査では「ベビーシッターを利用した」の選択肢がありません

病気やケガをしたこどもをみるのは母親の役目であるという役割意識の定着が依然としてうかがわれますが、前回調査と比較すると父親が休んだ割合が大幅に増加しており、父親が休暇を取得しやすい職場環境づくりが浸透してはじめていと推察されます。

さらに父親の育児参加の促進やワーク・ライフ・バランスの取組など、父親の育児参加を促すための対策を進めていくことと同時に、病児・病後児保育施設やファミリーサポートセンターなどの公的サービスの充実に努めていく必要があります。

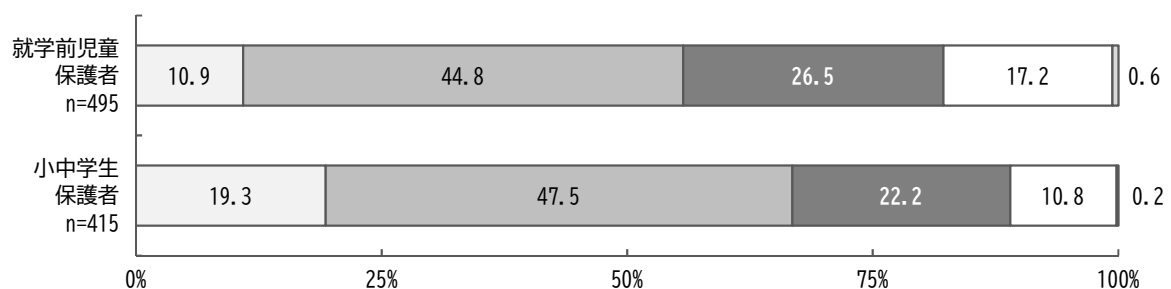
結果4 地域の行事や園・学校の行事への参加割合は高いが、まったく参加していない割合は就学前児童の保護者で高い

地域の行事等に参加している割合（「よく参加している」＋「時々参加している」）は就学前児童保護者で55.7%、小中学生保護者で66.8%となっています。

また、お子さんが通う園や学校の行事に参加している割合（「よく参加している」＋「時々参加している」）は、就学前児童保護者で80.0%、小中学生保護者で95.7%となっています。

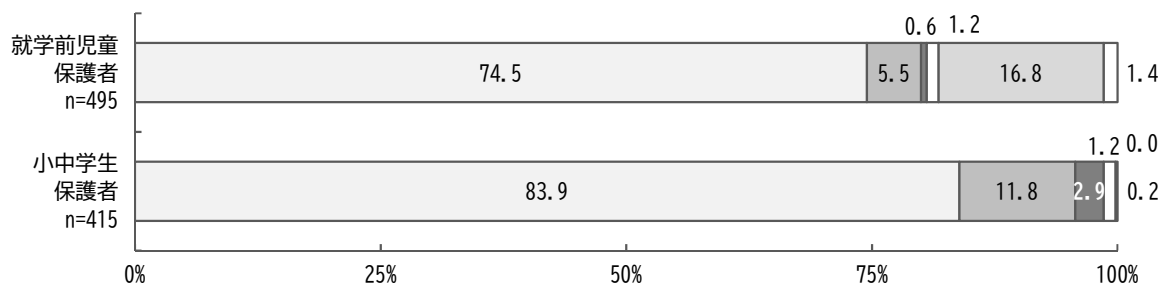
一方で、地域の行事等にまったく参加していない割合は、就学前児童保護者で17.2%、小中学生保護者で10.8%となっています。

■ 地域の行事に参加しているか



□よく参加している □時々参加している ■あまり参加していない □まったく参加していない □無回答

■ 子どもが通う園・学校の行事に参加しているか



□よく参加している □時々参加している ■あまり参加していない
□まったく参加していない □通園していない □無回答

行事の参加については年齢が上がると参加率が高くなる傾向にありますが、まったく行事に参加していない割合は、就学前児童保護者で高い結果となっています。

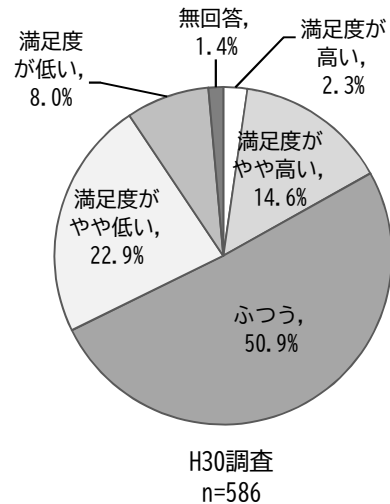
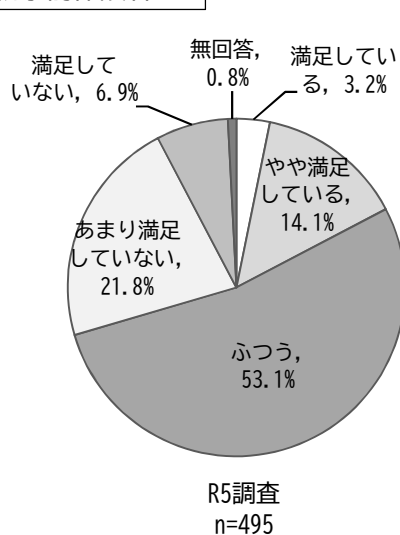
地域住民との関わりが少ない家庭が一定数みられることから、民生委員、児童委員をはじめ、地域住民の声掛け等、推進していく必要があります。また、こどもの人間関係形成能力を高めるために、地域で交流できる機会やイベントの企画などを通して、地域全体でこどもを見守っていく環境づくりの整備が望まれます。

結果5 子育て環境や支援に対する満足度は、就学前児童保護者で 70.4%、小中学生保護者で 69.1%

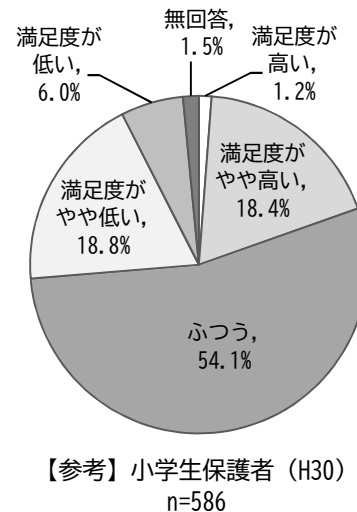
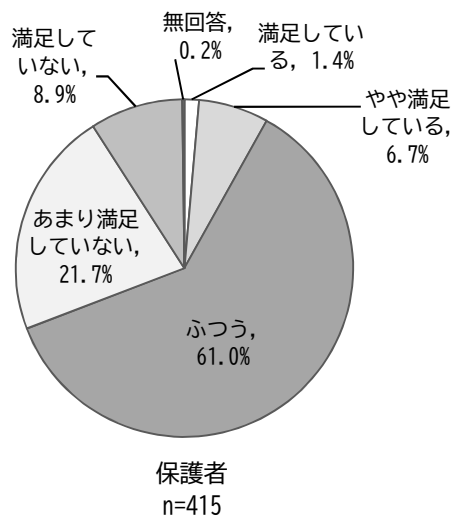
子育ての環境や支援に対する満足度「満足している」+「やや満足している」+「ふつう」は、就学前児童保護者で70.4%、小中学生保護者で69.1%となっています。

■ 土岐市における「子育ての環境や支援への満足度」

就学前保護者



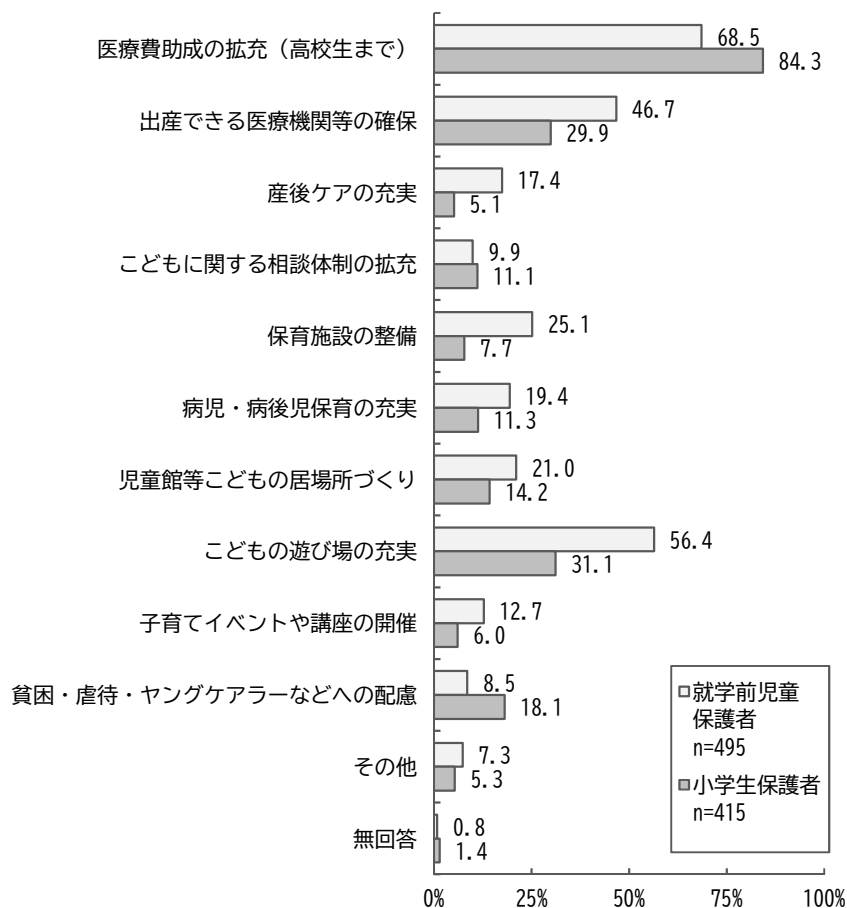
小中学生保護者



今後、土岐市が子育て支援策として特に取り組むべきこととして、就学前児童保護者、小中学生保護者ともに「医療費助成の拡充（高校生まで）」（就学前児童68.5%、小学生84.3%）が最も高くなっています。

次いで「こどもの遊び場の充実」、「出産できる医療機関等の確保」の順で、関心が高くなっています。

■ 土岐市が子育て支援策として特に取り組むべきこと

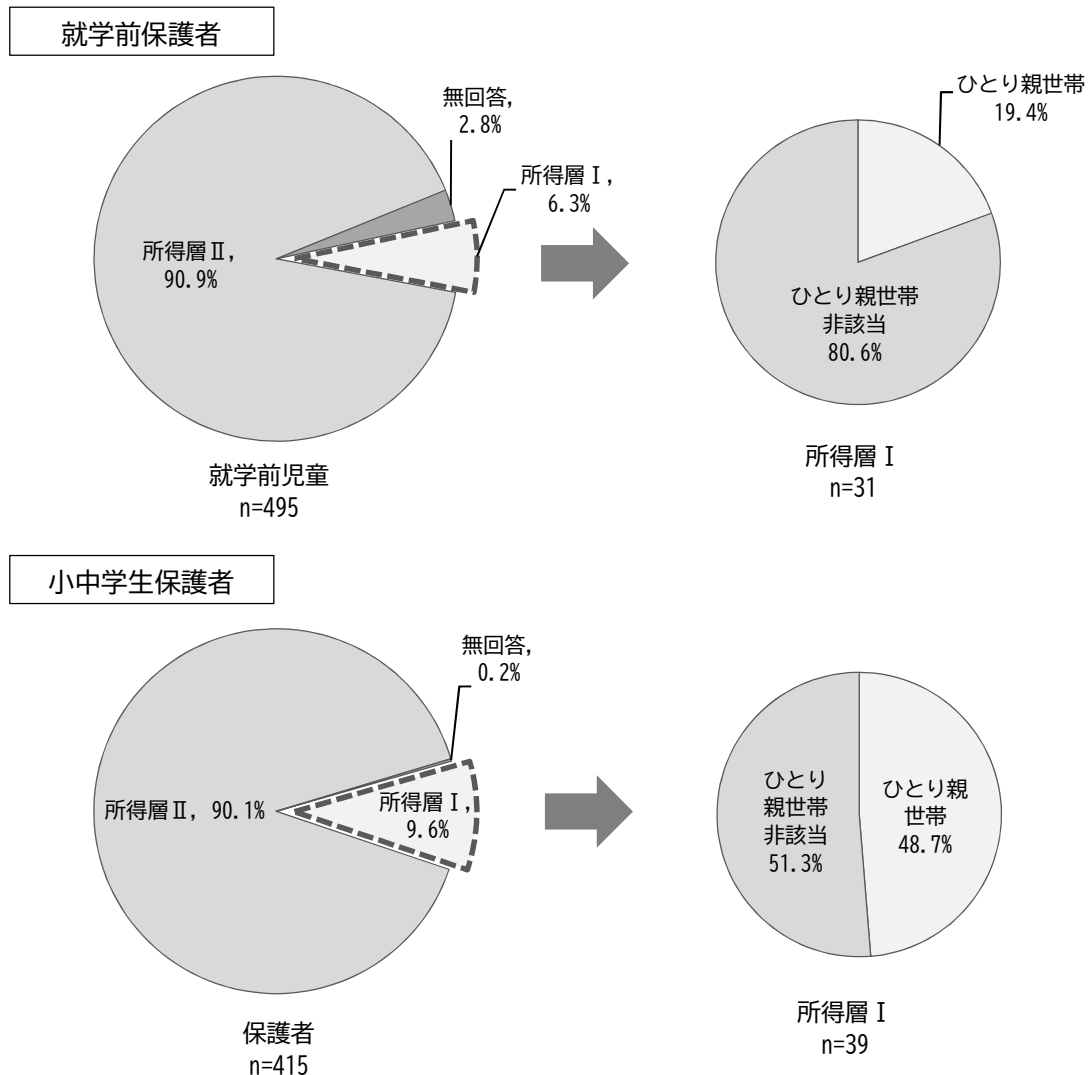


今後更に満足度を高め、子育てを楽しんでもらうためには、多様化する子育て世帯のニーズに即した事業の企画や、これまでの取組の見直し、改善が必要となります。

結果6 「所得層Ⅰ※」世帯は就学前児童保護者 6.3%、小学生 9.6%
 そのうちひとり親世帯は、就学前児童保護者で約5人に1人、小中学生保護者では約2人に1人

世帯収入が基準値の141万円未満の世帯を貧困層「所得層Ⅰ」とし、それを上回る世帯を「所得層Ⅱ」としました。該当世帯割合をみると、就学前児童保護者で6.3%、小中学生保護者で9.6%となっており、そのうち「ひとり親世帯」は就学前児童保護者で約5人に1人、小中学生保護者では約2人に1人の割合となっています。

■ 世帯の収入



※低所得層（所得層Ⅰ）の算出について

アンケート内にある世帯収入の設問の選択肢における中間値を置換し、世帯人数の平方根で除した「等価世帯収入」を算出しました。等価世帯収入について、有効回答者全体の中央値の半分である141万円未満の世帯を貧困層とし、全体に占める貧困の割合を算出しました。

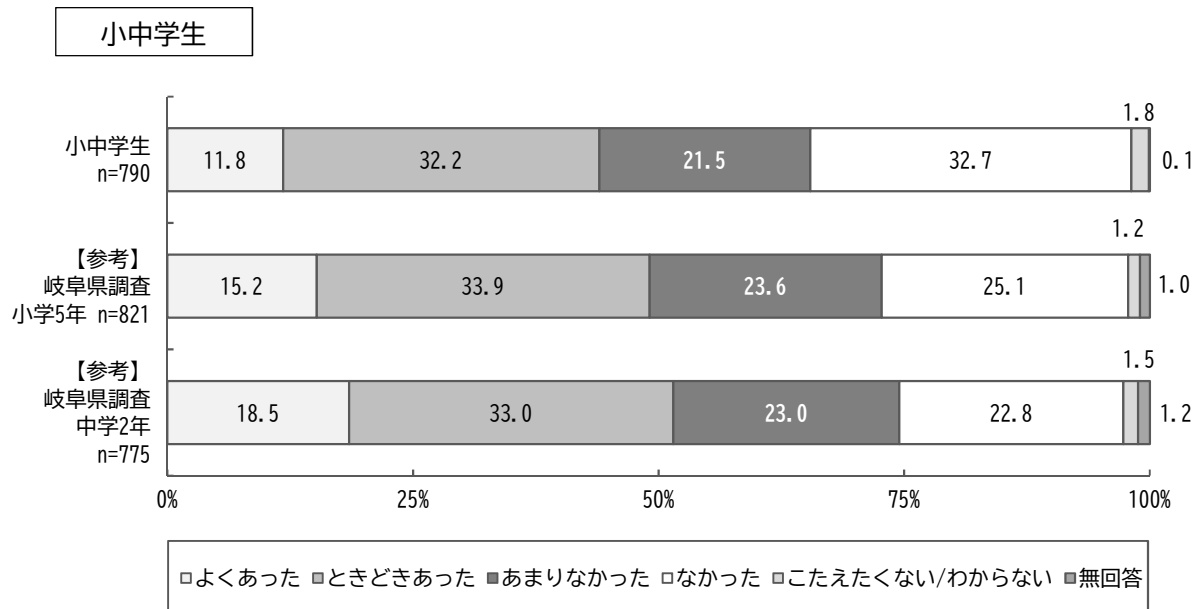
基準値141万を下回る世帯を「所得層Ⅰ」、上回る世帯を「所得層Ⅱ」としています。

生まれ育った環境に左右されことなく、すべてのこどもに良好な成育環境を確保するため、生活課題を抱える「所得層Ⅰ」世帯の正確な把握とともに、公的制度の周知徹底及び利用の促進、支援団体や民生委員等との連携強化を図る必要があります。

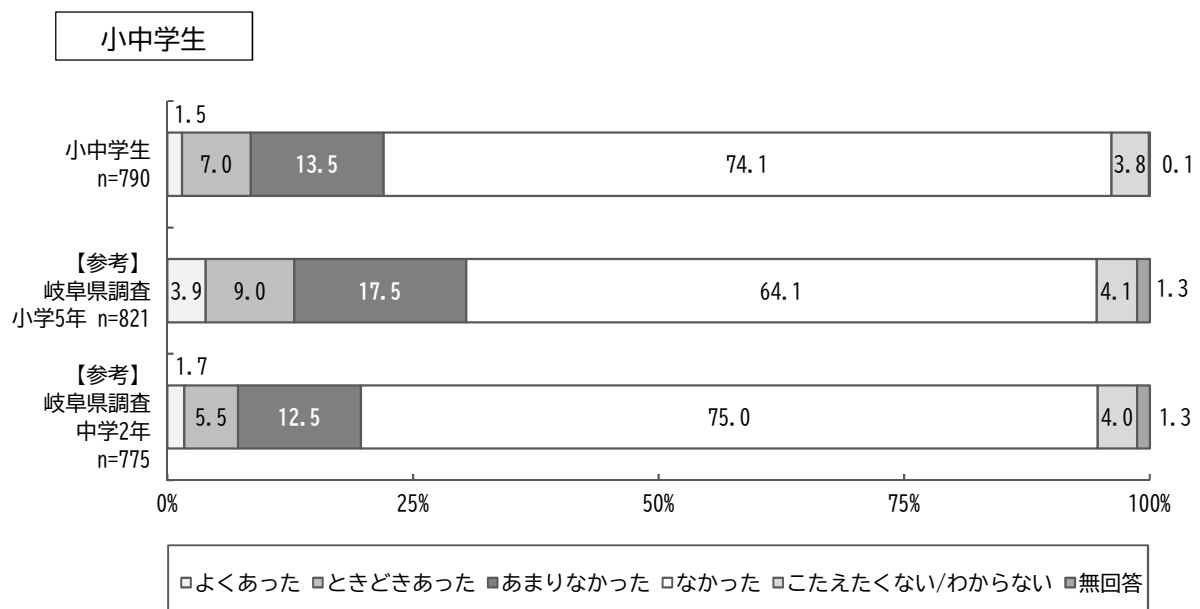
結果7 小学校入学後に学校に行きたくない、いじめられたと回答した割合が一定数いる。また、いやなことや悩んでいる時に相談する相手は約7割が親

小学校に入学してからの出来事についてみると、学校に行きたくないと回答した割合（「よくあった」＋「ときどきあった」）は44.0%となっています。また、いじめられたと回答した割合（「よくあった」＋「ときどきあった」）は、8.5%となっています。

■ 学校に行きたくないと思ったことがあるか(小中学生)

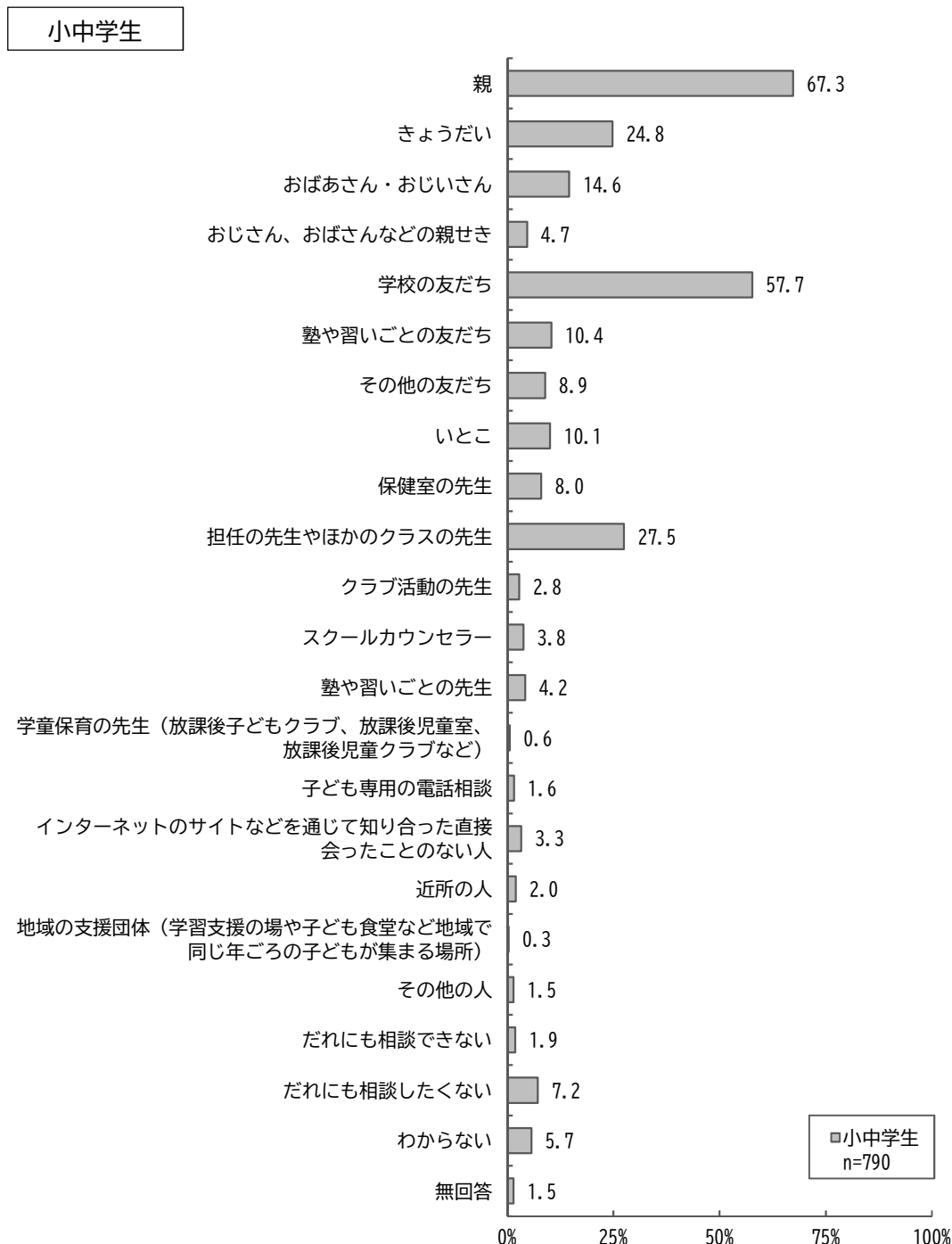


■ いじめられたことがあるか



いやなことや悩んでいる時に誰かに相談するかについてみると、「親」（67.3%）が最も高く、次いで「学校の友だち」（57.7%）「担任の先生やほかのクラスの先生」（27.5%）「きょうだい」（24.8%）の順となっています。一方、「だれにも相談できない」が1.9%、「だれにも相談したくない」が7.2%となっています。

■ いやなことや悩んでいる時にだれかに相談するか

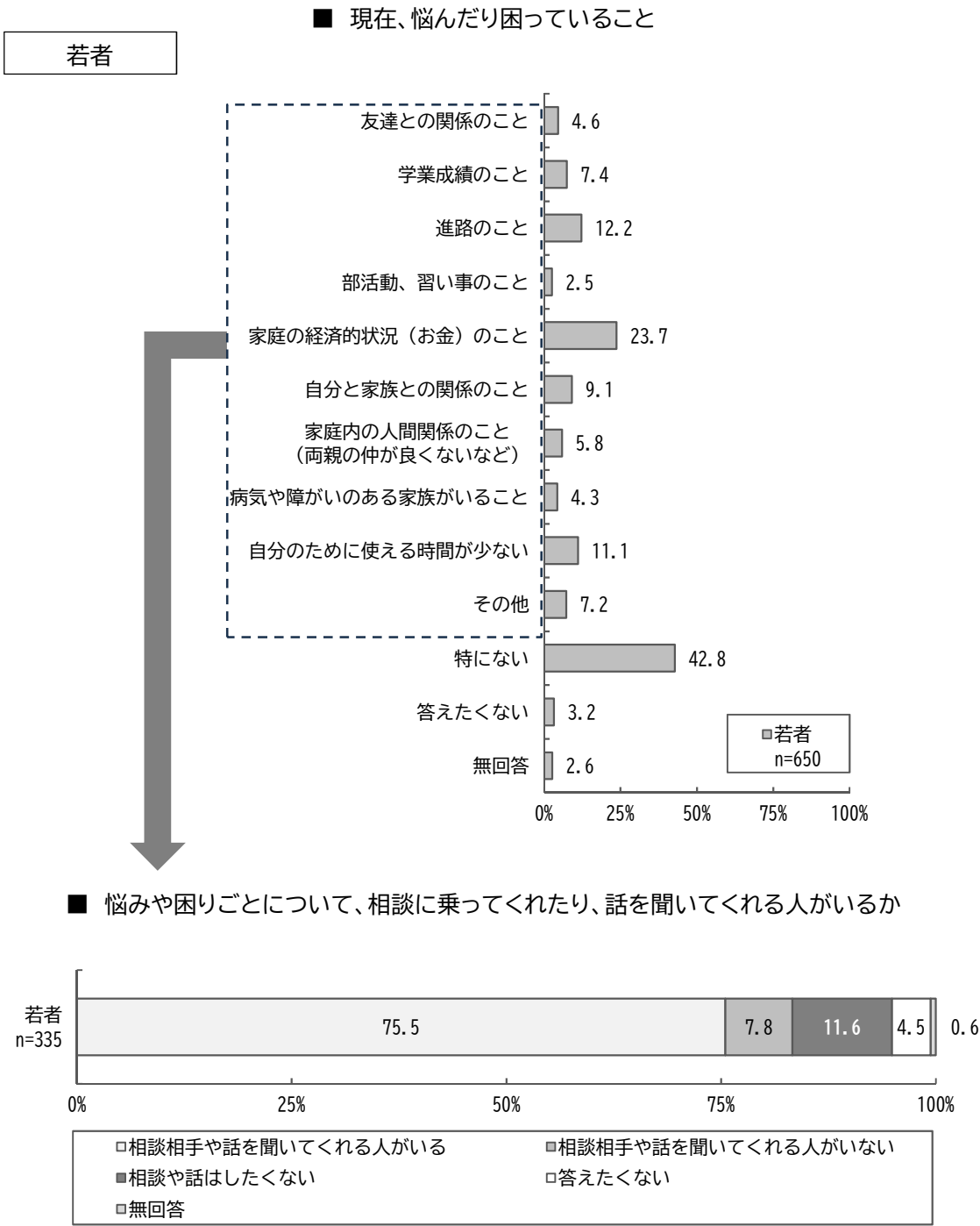


こどもが置かれている状況は一律ではないことから一般化はできませんが、こうしたこどもたちが相談しやすい環境づくりが求められています。

結果 8 若者の悩みや困りごとは、「家庭の経済的状況」（23.7%）が最も高い。また、悩みや困りごとについて、相談に乗ったり話を聞いてくれる人が「いない」、「相談等したくない」と回答した割合が 19.4%

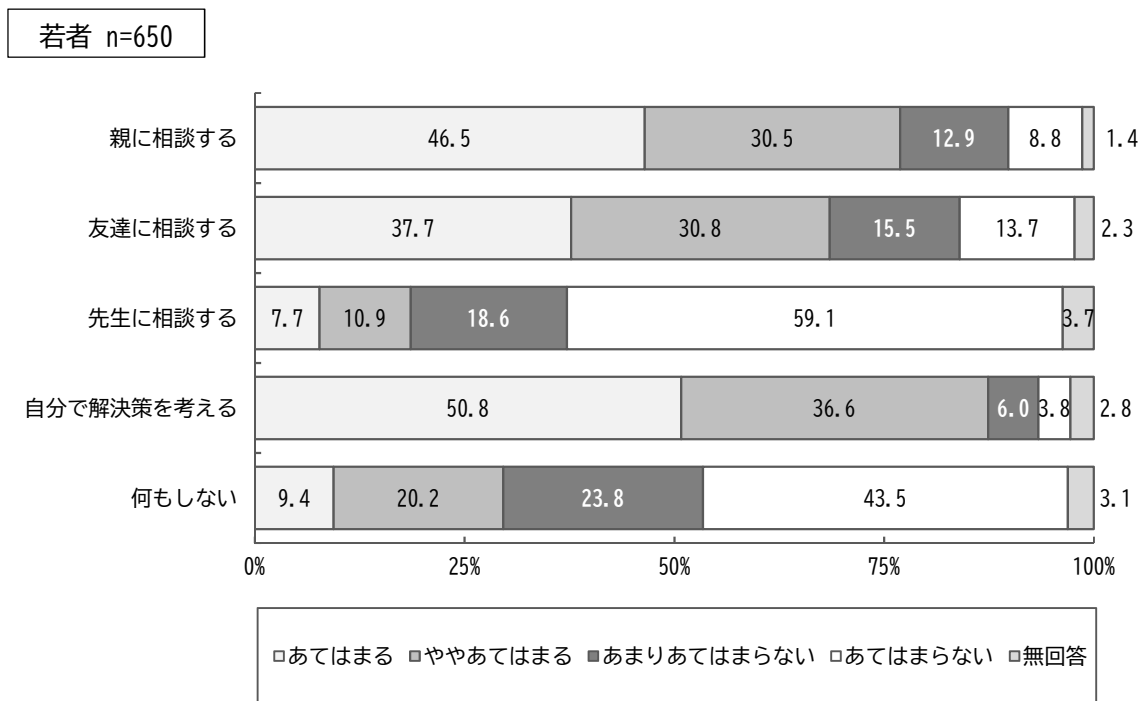
現在悩んだり困ったりしていることは、「家庭の経済的状況」（23.7%）が最も高く、次いで「進路のこと」（12.2%）、「自分のために使える時間が少ない」（11.1%）の順となっている。

悩みや困りごとについて、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人がいるかについてみると、相談相手や話を聞いてくれる人がいないと回答した割合は7.8%、相談や話はしたくないと回答した割合は、11.6%となっています。



また、何か困った時の対応として、自分で解決策を考えると回答した割合（「あてはまる」＋「ややあてはまる」）は87.4%、何もしないと回答した割合（「あてはまる」＋「ややあてはまる」）は29.6%となっています。

■ 何か困った時の対応



悩みを相談できない、しない方が一定数いることが分かりました。自分で解決策を考える方が多くなっていますが、気軽に相談できる場所の周知や体制づくりなど、様々なニーズに即した支援施策について検討する必要があります。

第 3 章 計画の基本理念

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

「第2期土岐市子ども・子育て支援事業計画」では「守ろう 笑顔 育てよう 豊かなこころ 未来に輝け！ ときっ子 スマイル」を基本理念に掲げ、こどもが健やかに成長できるよう、家庭を子育ての基盤とし、子育ての第一義的責任は親が担うべきという考えを基本としながら、すべての子育て家庭に対して包括的・継続的な子育て支援と、社会全体で取り組む環境の整備に取り組んできました。

本計画においては、第1期、第2期の基本理念としてきた根幹の部分についての変更はありませんが、こども大綱では、すべてのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現がうたわれています。

土岐市でこどもを産み、育て、生活していくことに喜びや生きがいを感じることができるよう子育て・生活環境をつくるためには、社会全体で協働して子育て・若者支援に取り組むこと、多様なニーズをとらえながら、こどもの誕生前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期へと途切れのない包括的な支援を行う仕組みが求められます。

これらを踏まえ、こどもの健やかな育ちと保護者への子育て支援、こども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境を整備し、総合的に推進していくことから、基本理念を以下のとおりとします。

基本理念

**守ろう 笑顔 育てよう 豊かなこころ
みんなでつなぐ ときの未来**

2 基本的な視点・目指す姿

だれもが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、子ども自身が健やかに育つことのできる社会、若者が生き生きと生活できる社会を築いていくためには、行政だけではなく、家庭や地域など本市に住むすべての人・組織が、それぞれの立場、それぞれの特性に応じた役割を果たし、子ども・若者、そして子育て当事者を社会全体で支え、互いに協力・連携して主体的に取り組んでいく必要があります。

本計画では以下3つの基本的な視点で、それぞれの施策に取り組んでいきます。

【子ども・若者の今とこれからを守る視点】

子どもや若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、社会に参画できるように努めます。また、すべての子ども・若者が個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行い、「子ども・若者の最善の利益」が実現される社会を目指します。

【すべての子ども・若者を育む視点】

すべての子どもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を叶え、自らの将来を切り開いていける社会を目指します。

【地域や社会全体で子ども・若者、子育て当事者を支える視点】

行政、家庭、地域、教育・福祉関係機関、企業などが協力・連携し、子ども・若者、子育て当事者を見守り、支えあうことができる仕組みづくりを進めます。

3 施策の体系

■基本目標

1 子育てしやすい環境
づくり・サービスの充実

2 子育て当事者への支援

3 配慮を必要とする
子どもや家庭への支援

4 こどものすべての
ライフステージにおける
施策の推進（新規）

■基本施策

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) こどもの安全・安心の確保
- (3) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の確保と
資質向上
- (4) 教育・保育施設、子育て支援施設の整備
（新規）

- (1) 子育て世帯への経済的支援
- (2) 分かりやすい子育て情報の提供
- (3) 子育て講座・教室の充実

- (1) 障がい児福祉の推進・強化
- (2) 児童虐待防止の強化
- (3) ひとり親家庭等の支援の推進
- (4) こどもの貧困対策（新規）
- (5) 外国人家庭への支援（新規）

- (1) こどもを生み育てることができる社会の推進
【こどもの誕生前から幼児期まで】（新規）
- (2) こどもが成長できる社会の推進
【学童期・思春期】（新規）
- (3) 若者が自立できる社会の推進
【青年期】（新規）

4 計画の成果指標

計画の達成状況进行评估するために、成果指標を以下のように設定します。

■ 成果指標

評価項目	現状値	目標値 (令和 11 年度)
合計特殊出生率※1	0. 99	1. 24
子育ての環境や支援に不満を感じている人の割合※2	29. 6%	20%
ずっと土岐市で暮らしたいと回答した若者の割合※3	37. 5%	50%

※1 現状値は令和4年時点「東濃西部の公衆衛生 2023」人口動態 東濃保健所

※2 土岐市こども計画策定に関するアンケート調査（令和5年実施）

※3 市民意識調査報告書（令和5年度実施）の 10 代、20 代、30 代の平均

第4章 子育て関連施策の展開

第4章 子育て関連施策の展開

基本目標1 子育てしやすい環境づくり・サービスの充実



こどもを安心して生み育てるためには、こどもの成長やさまざまな家庭環境に合わせたきめ細かな支援を実施していくことが重要となります。また、すべての子育て世帯が子育てに対する不安や負担を一人で抱え込まず孤立しないよう、公的なサービスや気軽に相談することができる場を設けることが必要です。

多様なニーズに対応するため、地域と行政が協力・連携して子育て世帯を見守り、子育てしやすいやさしいまちづくりを進めていきます。

一方、こどもたちが安全・安心に暮らすことのできるまちにするためには、関係機関・団体との連携強化が必須です。通学路の安全点検や地域の防犯活動に取り組むことで、地域の目でこどもを守ることができるよう支援します。

(1) 相談支援体制の充実

【施策の方向性】

○すべての子育て世帯が妊娠・出産・子育て期を通じて適切な助言や公的サービスを受けられることができるよう、相談体制の充実を図ります。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
子育て相談の充実	地域子育て支援センター、幼児療育センター、こども家庭センターなどそれぞれの家庭状況に応じた適切な支援を行うための相談機会を提供します。	こども家庭課	継続
土岐市教育支援センターの運営	教育相談コーディネーターを中心に教育相談員、学校内教育支援センター相談員、スクールカウンセラー、スクール相談員が連携し、こどもからの相談体制づくりに努めます。	学校教育課	継続
児童委員・主任児童委員見守り活動	子育ての不安や虐待が疑われる心配ごとなど、地域生活や福祉に関する相談、援助を行います。	高齢介護課	継続
多機能型子育て支援拠点施設（ときめつく）の運営	遊びの広場や子育て中の親子の出会いの場を提供しつつ、子育てに関する様々な相談を受け付け、関係機関につないでいます	こども家庭課	継続

（２）こどもの安全・安心の確保

【施策の方向性】

○幼少期から交通ルールを守ることの大切さを教え、交通事故防止に努めるとともに、こどもたちの安全を守るため、通学路の安全点検や地域の防犯活動に取り組みます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
交通安全教室の開催	こどもの交通事故防止を推進するため、保育園・幼稚園・こども園・小学校において交通安全教室を実施します。	生活環境課	継続
通学路交通安全プログラム	こどもたちの安全な登下校のため、通学路の危険個所の把握、点検、対策改善を進めます。	学校教育課	継続
青色防犯パトロール	こどもたちの安全を守るため、青色回転等装備車両（青パト）により、通学路を中心とした防犯パトロールを行います。	生活環境課	継続
公園遊具の安全点検	こどもが安全・安心に遊べるよう、市内の公園にある遊具の点検を行います。	都市計画課	継続

（３）幼稚園教諭・保育士・保育教諭の確保と資質向上

【施策の方向性】

○安定的な保育の実施のため、幼稚園教諭、保育士および保育教諭の確保に努めます。
また、質の高い教育・保育を提供するために、保育士等にはより一層の資質向上が求められていることから、研修体制の充実を図り、職員の資質向上に努めます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
人財確保事業	優秀な人材を確保するため、あらゆる媒体を活用し、職員採用試験の応募者数の増加を目指す。インターンシップ、学校訪問などを活用した採用活動を行います。	人事課	継続
実習生受入れ事業	保育実習生を積極的に受け入れ、本市の保育を体験してもらい、将来の人材確保に繋がります。	こども家庭課	継続
人財育成事業	役職や年齢、勤続年数などで分類し、それぞれの階層に必要な知識やスキルを習得してもらうことを目的とした階層別研修を行います。	人事課	継続
職員研修事業	外部研修会への参加や内部研修会の開催により、職員の知識や技術の向上を図ります。	こども家庭課	継続

（４）教育・保育施設、子育て支援施設の整備（新規）

【現状・課題】

- 幼稚園・こども園、児童館は、昭和４０～５０年に建築されたものが多く老朽化が進んできています。
- 地域のニーズに応じた教育・保育を提供できる環境づくりに努める必要があります。

【施策の方向性】

- こどもの最善な利益を第一に考えながら、こどもたちが安全・安心に過ごすことのできる教育・保育環境の整備を行うとともに、こどもたちの健やかな成長を図る児童館等について整備等の機能・性能維持に努めます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
こども園建設事業	就学前のこどもが保護者の就労などの状況に関わらず、希望する施設を利用できる環境を整備し、安心安全な保育・教育環境を確保するため、老朽化した施設を廃止し、こども園を建設します。	こども家庭課	拡充
児童館・児童センター運営事業	こどもが自由に遊ぶことができ、遊びを通して健全育成が図られる児童館・児童センターを市内で５か所運営しています。	こども家庭課	継続

基本目標2 子育て当事者への支援



核家族化や地域のつながりが希薄になりつつある中で、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

子育て当事者への直接の支援として、子育て世帯への負担軽減を図るための経済的支援を行います。また、必要な時に気軽に相談できる場所と、必要とする人に正確な情報を提供することが大切であることから、子育て支援に関する情報と相談体制の充実に努めるとともに、子育てについて学ぶことができる講座等を開催して子育て力向上を支援していきます。

(1) 子育て世帯への経済的支援

【施策の方向性】

○子育て世帯への負担軽減を図るため、各種手当等により経済的支援を行います。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
児童手当の支給	0歳から高校修了前までのこどもを養育している方に手当を支給します。	こども家庭課	継続
乳児等福祉医療費の助成	0歳から高校修了前までのこどもの医療費の自己負担額を助成します。	こども家庭課	拡充
こどもに係る国民健康保険料の減額措置	国民健康保険に加入する未就学児の均等割額の2分の1を軽減します。	保険年金課	継続
出産子育て応援事業	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように伴走型相談支援を充実させ、経済的支援を一体的に実施しています。	こども家庭課	継続
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産したときには、出産育児一時金を支給します。	保険年金課	継続
第2子以降出産祝金	第2子以降のお子さんが生まれた世帯に、お祝い金を支給します。	こども家庭課	継続
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	出産(予定)日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料を免除します。	保険年金課	継続
国民健康保険料の産前産後期間の減免制度	出産(予定)日が属する月の前月から4ヶ月間の国民健康保険料のうち、所得割と均等割の保険料を免除します。	保険年金課	継続
子育て世帯外出支援事業補助金	子育て世帯の外出支援として、チャイルドシートの購入費用を補助します。	こども家庭課	継続
ほんのちょっとだけファミリーサポート事業	出産や転入により満1歳までのこどもを養育される方に、市指定ゴミ袋を配布します。	こども家庭課	継続
高等学校就学準備等支援金	子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、中学3年生の保護者に支援金を支給します。	こども家庭課	継続

（2）分かりやすい子育て情報の提供

【施策の方向性】

○必要な情報を確実に受け取ることができるよう、さまざまな媒体を活用して、分かりやすい子育て支援情報の提供に努めます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
子育て支援情報の提供	広報とき、市ホームページを活用した子育ての事業、制度の紹介や、子育て支援センター、保健センターなど身近な施設での各種情報の積極的な提供を図ります。	こども家庭課	拡充
ときっ子子育てハンドブック	子育てハンドブックの定期的な改訂を行い、内容の充実を図るとともに、分かりやすい子育て支援情報の提供に努めます。	こども家庭課	継続

（3）子育て講座・教室の充実

【施策の方向性】

○子育てにかかる知識の習得、悩みの解消や家庭での養育力向上を図る各種講座・教室を開催して、保護者の親育ちを応援します。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
児童館、児童センター、ときめくでの子育て講座の開催	0～2歳児の乳幼児と親を対象として、音楽遊びや絵本の読み聞かせ、親子でできる体操等を実施し、親子の仲間づくり等の育児支援に取り組めます。	こども家庭課	継続
親子関係形成支援事業	健全な親子関係の形成を図るため、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方を学ぶ講座を実施します。	こども家庭課	拡充

基本目標3 配慮を必要とするこどもや家庭への支援



こどもを取り巻く環境は複雑化、多様化、高度化しており、ニーズは多岐にわたります。こどもが健やかに成長するためには、こども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。配慮を必要とするすべてのこどもの個性が尊重される環境づくりの整備や、必要な支援が受けられるよう、地域・学校・行政が連携し、支援体制の充実を進めていきます。

（1）障がい児福祉の推進・強化

【施策の方向性】

○障がいのあるこどもとその家庭に対して、きめ細かな支援を実施するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、早期療育への対応、切れ目ない適切な援助や支援に努めます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
特別児童扶養手当	障がいのある 20 歳未満のこどもを養育している方に手当を支給します。	福祉課	継続
障害児福祉手当	障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満のこどもを養育している方に手当を支給します。	福祉課	継続
土岐市中心身障害児福祉手当	心身障がい児（20 歳未満のこども）の成長を助けるため、在宅で療養している方に手当を支給します。	福祉課	継続
児童通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）	障がいのあるこども、発達に心配があるこどもに児童発達支援（未就学児対象）、放課後等デイサービス（就学児対象）といった児童通所支援サービスの提供を行います。	こども家庭課	継続
発達支援相談員による巡回相談	発達支援相談員がこども園や幼稚園等を訪問し、先生や保護者に対し、障がいの早期発見・効率的対応のための助言等の支援を行います。	こども家庭課	継続

（２）児童虐待防止の強化

【施策の方向性】

○児童虐待を防止するため、相談体制の充実や連携体制の強化、発生予防、早期発見、早期対応等、要保護児童対策に取り組みます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
家庭児童相談室	養育環境、家庭環境、虐待などこどもに関する問題について、家庭児童相談員が相談受付、助言、関係機関の紹介等を行います。	こども家庭課	継続
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るため、連携する関係機関において、情報交換と支援の協議を行います。	こども家庭課	継続
こども家庭センターの運営	こどもとその家庭、妊婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援を行います。	こども家庭課	拡充
子育て世帯訪問支援事業	家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家庭を訪問し、家事支援や育児・養育相談を行います。	こども家庭課	新規

（３）ひとり親家庭等の支援の推進

【施策の方向性】

○子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、ひとり親家庭等の安定と自立に向けた総合的な支援を推進します。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
母子家庭等および父子家庭の医療費助成	18 歳までのこどもを養育しているひとり親家庭の父、母とそのこども、父母のいないこどもの医療費を助成します。	こども家庭課	継続
児童扶養手当	離婚などにより、父または母と生計を共にしていないこどもを養育しているひとり親家庭などを対象に手当を支給します。	こども家庭課	継続
母子家庭等自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金	母子家庭、父子家庭の親が経済的に自立するための教育・職業訓練を経済的に支援します。	こども家庭課	継続
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭、寡婦の方が経済的に自立するために必要な資金（事業開始(継続)、就職支度、就学支度など）の貸付を行います。	こども家庭課	継続
こどもの学習支援事業	ひとり親家庭等のこどもを対象とする学習支援事業を実施します。	こども家庭課	継続

（４）こどもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条の規定に基づくこどもの貧困対策についての計画として策定します。

経済的に困窮状態にある、または、困難を抱えやすい状況にあるこどもとその家庭を対象とします。

【現状・課題】

○経済的に困窮する世帯に対し、必要な支援施策の充実を図り、貧困の連鎖を断ち切ることで、すべてのこどもの権利を保障することが必要となっています。

【施策の方向性】

○生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもたちが自分の目標に向かって努力できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることができるよう、支援に取り組みます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
こども食堂支援事業	こどもに無料や低額で食事を提供することも食堂を運営する団体への支援を行います。	こども家庭課	継続
児童扶養手当（再掲）	離婚などにより、父または母と生計を共にしていないこどもを養育しているひとり親家庭などを対象に手当を支給します。	こども家庭課	継続
母子家庭等自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金（再掲）	母子家庭、父子家庭の親が経済的に自立するための教育・職業訓練を経済的に支援します。	こども家庭課	継続
母子・父子・寡婦福祉資金貸付（再掲）	ひとり親家庭、寡婦の方が経済的に自立するために必要な資金（事業開始(継続)、就職支度、就学支度など）の貸付を行います。	こども家庭課	継続
要保護及び準要保護児童生徒に対する援助	経済的理由によって就学が困難と認められる小中学校の児童及び生徒の家庭に、給食費や学用品費等の一部を援助します。	学校教育課	拡充
こどもに係る国民健康保険料の減額措置（再掲）	国民健康保険に加入する未就学児の均等割額の２分の１を軽減します。	保険年金課	継続

(5) 外国人家庭への支援(新規)

【現状・課題】

○本市の人口に占める外国人の割合は、令和5年6月末現在で4.0%となっており、岐阜県内7位※となっています。

○行政サービスを利用する際、言葉の壁により十分な情報を得ることができなかったり、母国との習慣や制度の違いのため、窓口での説明を十分に理解できなかったりするなどの課題があります。

※岐阜県環境生活部統計課「統計からみた土岐市の現状」2024年7月より

【施策の方向性】

○習慣や言葉の壁による子育ての不安要素を軽減させるため、的確な情報提供、相談体制に努めるとともに、日本語の知識や生活のルールを学ぶことで安心して生活できる環境づくりに努めます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
外国人児童生徒教育の推進	初期指導教室を開設するとともに、外国人児童生徒コーディネーターを配置し、学校生活への適応指導など就学支援を充実させます。	学校教育課	継続
外国人相談窓口の設置	外国人の方が、生活のことで分からないこと、困っていることを相談する窓口サービスを行います。	市民活動課	継続
やさしい日本語の普及	外国人市民に情報を分かりやすく伝えることができるよう、やさしい日本語の意義や使い方について学ぶ「やさしい日本語講座」を開催しています。	市民活動課	継続
日本語教室の開催	土岐市で安心・安全に生活するために、基本的な日本語知識や生活ルールを学ぶための教室を開催しています。	市民活動課	継続

基本目標4 こどものすべてのライフステージにおける施策の推進(新規)



子育てとは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものです。こども・若者に対する支援が特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで社会全体で支えていくことが重要です。

ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことで、すべてのこどもが個性豊かに生きる力を伸ばせる環境づくりを推進します。

(1) こどもを生み育てることができる社会の推進【こどもの誕生前から幼児期まで】(新規)

【施策の方向性】

○こどもを産みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの成長を支える教育・保育の充実を図ります。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
乳幼児健康診査	こどもの成長発達を確認するために、1 か月児健診（費用助成）、4 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、2 歳 6 か月児歯科健診、3 歳 6 か月児健診を行います。	健康推進課	継続
妊産婦乳幼児健康相談	妊娠期や産後についての相談や、こどもの身体測定、発達・発育・保育一般育児の相談などを行います。	こども家庭課	継続
こども発達相談	「ことばが遅い」「落ち着きがない」「集団行動がとれない」などの心配事に対して、こどもの発達の専門家が個別で相談に応じます。	健康推進課	継続
各種保健指導教室	パパママクラス、子育て支援教室、離乳食教室 7 ヶ月児教室、10 か月児相談、1 歳すくすく教室、2 歳の食育教室など妊娠、出産、子育てについて保護者の不安解消、知識の取得を図るための各種教室を行います。	健康推進課	拡充
こども家庭センターの運営（再掲）	保健師等の専門性を生かして妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うとともに、関係機関との連携調整を行います。	こども家庭課	拡充
母子手帳交付	母親となる自覚を高め、妊婦の不安解消と母子の健康管理のため、保健指導を行いながら手帳の交付をしています。	こども家庭課	継続
出産子育て応援事業（再掲）	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように伴走型相談支援を充実させ、経済的支援を一体的に実施しています。	こども家庭課	継続

事業名	内 容	担当課	方向性
多胎家庭支援事業	多胎児特有の妊娠・子育て中の不安や育児負担を軽減するために、NPO 法人岐阜県多胎ネットワークに委託し、家庭訪問や健診サポートを実施しています。	こども家庭課	継続
予防接種事業	予防接種法に基づき、感染症の予防と蔓延防止のため実施します。	こども家庭課	継続
乳児家庭全戸訪問事業	助産師又は保健師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育発達の確認や育児等の相談や助言を行うことにより、育児不安の軽減を図ります。	健康推進課	継続
ブックスタート事業	子育て支援と読書習慣の形成及び図書館利用の促進を図るため、保健センターでの「4か月児健診」時にブックスタート・バック（絵本2冊と手提げバッグのセット）を配付している。	図書館	継続

（2）こどもが成長できる社会の推進【学童期・思春期】（新規）

【施策の方向性】

○こどもが夢や希望を持ち、自己肯定感を高めることができる環境づくりに取り組みます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
青少年健全育成事業	7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や11月の「秋のこどもまんなか月間」での市民会議街頭啓発活動、青少年の主張大会、青少年育成育成推進員の委嘱など、地域のこどもは地域で守り育てることを推進します。	生涯学習課	継続
こどもスポーツふれあい事業（仮称）	幼少期から身近にスポーツと触れ合う事で、生涯スポーツに結び付ける取り組みを実施し、心身の健全な発育を促します。スポーツフェスティバル・市民ロードレース大会・学校施設開放事業・部活動地域移行・ACPなどを実施します。	スポーツ振興課	拡充
人権教育の推進	小・中学校において、日頃から家庭・地域と連携しながら「ひびきあい活動」を行い、児童生徒の人権意識を高めます。	学校教育課	継続
男女共同参画意識の高揚	次世代を担うこどもたちが男女共同参画・ジェンダー平等の意識を育むため、男女共同参画やLGBT等に関する講演会や出前講座等を開催しています。	市民活動課	継続
いじめ問題対策連絡協議会の設置	関係機関及び関係団体との連携を図りながらいじめ防止のための取組や対応を行います。	学校教育課	継続
がん教育の推進	医師から「がん」についての講義を受け、「がん」について正しく理解するとともに、健康といのちの大切さについて主体的に考えられるようにします。	学校教育課	継続

事業名	内 容	担当課	方向性
土岐市教育支援センターの運営（再掲）	教育相談コーディネーターを中心に教育相談員、学校内教育支援センター相談員、スクールカウンセラー、スクール相談員が連携し、こどもからの相談体制づくりに努めます。	学校教育課	拡充
中学校生徒会交流会（仮称）	市内全中学校の生徒会執行部が、自校の生徒会活動についてオンライン（もしくは対面）で交流する。また、自校の生徒会活動を壁新聞形式にまとめ、公民館に掲示する。自分たちの生徒会活動を他校や地域について発信できるようにします。	学校教育課	新規
性教育の推進	産婦人科医師と中学校養護教諭が連携して、性に関する正しい知識を児童・生徒に伝えます。	学校教育課	新規

（３）若者が自立できる社会の推進【青年期】（新規）

【施策の方向性】

○就労支援などの取組を行うとともに、結婚を希望する方への支援や悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
土岐市奨学金	学業、スポーツまたは文化活動に励む者のうち、経済的理由により就学が困難な生徒または学生に対して奨学金を支給します。	学校教育課	継続
婚活支援事業補助金	出会いの場の創出、体験イベント等を通じた結婚のきっかけづくりとなる事業を実施する団体等に対して補助金を交付します。	市民活動課	継続
結婚新生活支援事業費補助金	経済的な理由で結婚に踏み切れないといった課題を解消するため、新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引越費用等）に対して補助金を交付します。	市民活動課	新規
生活困窮者自立支援事業	生活の不安や心配ごとを抱えている方に寄り添いながら、支援員が相談者と一緒に考え、自立に向けた支援を行います。	福祉課	継続
健康相談	心身の健康を保ち、健やかな毎日を過ごせるよう、相談に応じます。	健康推進課	継続
婚活支援事業	岐阜県が運営する「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」に加入し、結婚希望者のサポートを実施しています。	市民活動課	継続
合同企業説明会の開催	近隣自治体や関係団体と共に合同企業説明会を開催することにより、求職者と企業とのマッチングを図り就業を支援します。	産業振興課	継続
「高校生のための合同企業説明会」への補助金交付	土岐商工会議所が開催する高校生を対象とした合同企業説明会に補助金を交付しています。市内企業の仕事や働き方などの理解を深める機会は、高校生の進路選択やキャリアビジョンの検討に活かされています。	産業振興課	継続